天塩町過疎地域持続的発展市町村計画

令和３年度 ➡ 令和７年度

北海道 天塩町

天塩町過疎地域持続的発展市町村計画 目次

１．基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.1-19

（１）町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）人口及び産業の推移と動向・・・・・・・６
（３）行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・９
（４）地域の持続的発展の基本方針・・・・・・15
（５）地域の持続的発展のための基本目標・・・18
（６）計画の達成状況の評価に関する事項・・・19
（７）計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・19
（８）公共施設等総合管理計画との整合・・・・19

２．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・・・・・・PP.24-26

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・24
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・24
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・26

３．産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.27-40

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・27
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・33
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（４）産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・40
（５）公共施設等総合管理計画等との整合・・・40

４．地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.41-44

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・41
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・42
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・44

5．交通施設の整備、交通手段の確保・・・・・・・・・・・・・PP.45-49
（1）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・45
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・47
（3）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（4）公共施設等総合管理計画等との整合・・・49

6．生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.50-59
（1）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・50
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・53
（3）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
（4）公共施設等総合管理計画等との整合・・・59

7．子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・PP.60-72
（1）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・60
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・65
（3）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
（4）公共施設等総合管理計画等との整合・・・72

8．医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.73-76
（1）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・73
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・74
（3）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
（4）公共施設等総合管理計画等との整合・・・76

9．教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.77-86
（1）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・77
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・81
（3）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
（4）公共施設等総合管理計画等との整合・・・86

１０．集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.87-91
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・87
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・89
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・90
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・91

１１．地域文化の振興等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.92-95
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・92
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・93
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・94
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・95

１２．再生可能エネルギーの利用の推進・・・・・・・・・・・PP.96-99
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・96
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・97
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・98
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・99

１３．その他地域の持続的発展に関し必要な事項・・・・・・・PP.100-105
（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・100
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・102
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・104
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・105

過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】・・・・106

１．基本的な事項

（１）町の概況

ア）自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

【自然的条件】

本町は、北海道西北部天塩郡の中央にあり、1 級河川天塩川を境として、北東は幌延町、南東は中川町、南は遠別町に接し、西は日本海に面し、東西 24.86km、南北 25.64km、総面積 353.56 ㎢を有している。

その地形は、広漠たる農牧地が天塩川左岸流域に形成され、中央部には南北に走る低山性の天塩山脈が起伏し、日本海沿いは段丘地になっている。北海道第 2 の大河天塩川が日本海に注ぎ、河口には地方港湾天塩港があり、市街地は天塩川河口左岸に形成されている。

気象は、海洋性気候で日本海特有の湿潤風が強く、沿岸は対馬海流の影響を受けている。最暖月の平均気温は 19.5℃、最寒月では-5.4℃となっており、年平均気温は 6.8℃となっている。風向は春秋が南西、冬は北西の季節風が強く、降雨量は春期に少なく、7 月下旬から 10 月にかけて多い。最深積雪は 80 ㎝前後となっている。

【歴史的条件】

本町の歴史は、慶長年間(～1615 年)に松前藩による天塩場所が設置されたときまで遡り、当時から鮭鱒などの海産物等の交易が行われ、運上屋や場所が設けられた。明治 2 年(1869 年)行政区画として天塩国天塩郡が設定され、明治 13 年(1880 年)に 3 郡を管轄する戸長役場が天塩村に設置された（天塩町はこの年を開基としている）。さらに明治 30 年代には団体入植により本格的な開拓が始まった。

明治末から大正にかけて起こった木材景気に沸く大正 4 年(1915 年)、2 級村・天塩村が誕生、さらに大正 13 年(1924 年)には、1 級町村制が施行され、天塩町へと成長を遂げている。

木材ブームに陰りが見え始めた大正半ばには、畜産を取り入れた農牧混合農業の導入が図られ、木材から酪農への積極的な転換が進められた結果、酪農は天塩町の基幹産業にまでなった。

昭和 55 年(1980 年)には、開基 100 年を迎え、現在に至っている。

【社会的条件】

天塩町市街は、天塩川河口に位置し、役場のほか国・道の出先機関が設置され、本町をはじめ留萌管内北部の行政の中心となっている。

集落は、日本海に面する天塩地区と山間地域に散在する雄信内地区に区分され、その数は 25 集落に単位化されている。

町民の生活・生産維持上欠くことのできない交通網は、海岸線を南北に走る国道

232 号と天塩川に沿って山間部を東北に走る国道 40 号の主要幹線道路をはじめ、道道 6 路線町道 219 路線が相互に連絡している。

一方、公共輸送交通はバスであり、幌延・留萌間の近隣町村を結ぶ生活路線バス（８往復）のほか、旭川（1 往復）、札幌（4 往復）の都市間バスが運行されている。

【経済的条件】

第 1 次産業の農業では、酪農・肉用牛を専業とし、農用地面積 7,323ha 乳用牛頭数 9,206 頭、年間農業粗生産額 54 億円、農家数は 127 戸である。

漁業は、日本海沿岸及び天塩川内水面漁業で、漁家戸数は 29 戸、年間漁業生産額は 7 億 6800 万円である。

林業は、民有林 7,353ha、町有林 749ha、国有林 10,666ha で、森林総面積は 18,768ha となっており、保育や除間伐、作業路整備を進めている。

第 2 次産業は、製造業 4 事業所、鉱業 1 事業所、建設業 18 事業所である。

第 3 次産業の大半を占める商業は、商店数 45 店、従業者数 212 人、年間販売額 36 億 4,300 万円であり、1 店当たり平均 8,096 万円である。

イ）過疎の状況

【人口等の動向】

国勢調査による人口の推移をみると、昭和 35 年 9,365 人、昭和 50 年 6,509 人、平成 2 年 5,340 人、平成 17 年 4,030 人、平成 27 年 3,243 人と減少が続いている。また、年齢別では、若年者（15～29 歳）が減少しており、昭和 35 年から平成 27 年では 87.7%もの減少率となっている。これを比率でみると、若年者比率は 26.9%から 9.5%に減少し、逆に、高齢者（65 歳以上）比率は 4.8%から 32.4%に増加しており、高齢化が急速に進んでいることを示している。

また、産業別就業者の状況は、第 1 次産業の減少が著しく、なかでも農業は、昭和 35 年 2,219 人あったが平成 27 年には 336 人となり、84.9%もの減少率となっている。反面、サービス業を中心とした第 3 次産業比率が増加の傾向にある。

これらの要因は、生活環境と産業構造上の条件悪化がもたらす農業経営者の離農と、労働力雇用企業が零細なため新規学卒者などの地元就業率の低下に伴う都市流出が主な原因であると考えられる。

【過疎法に基づくこれまでの対策】

社会的・経済的な面において過疎化現象が進行する中、昭和 46 年から過疎各法の適用を受け、各種施設整備対策を 50 年間において実施してきた。非過疎地域と比較し遅延していた当地域の悪条件克服に効果があったことは、次の対策状況からみてわかる。

○農林水産業への対策

農業は、構造改善事業などの実施によって経営の近代化施設が充実し、さらに土地改良事業による土地基盤整備を促進することにより、平成２年には乳用牛１万５千頭、年間生産乳量５万３千トンを突破したが、農家戸数は減少しており、さらに乳肉価格の低迷や後継者対策、負債対策などで酪農経営も一段と厳しさを増している。平成 27 年には乳用牛 9,200 頭、年間生産乳量３万８千トンと減少、繁殖黒毛和牛が 3,170 頭となっている。また、生産額においては計画時（昭和 46 年）の 10 億 6,400 万円から 63 億円となった。

林業は、構造改善事業などの実施により、活動拠点施設、経営の近代化施設などが整備され、経営の合理化が図られているが、今後は、森林所有者の所得向上が課題となっている。

漁業では、魚礁投入により漁場整備が図られたほか、しじみ貝など資源の枯渇を防ぐ取組が促進された。また、漁獲物の付加価値を高めるため新製品の開発に加え、大型冷蔵庫、製氷施設、加工処理施設などの設置、さらに漁船・漁具の改善によって総漁獲高は計画時の１億円から７億 6,800 万円となった。

○交通・情報インフラへの対策

町民の日常生活にとって最も重要な町道については、路線数 219 本、実延長 281.77km であり整備を進めることにより町道改良率は昭和 46 年の 11%から令和 3 年には 64.4%になった。また、冬季交通確保のため除雪延長路線は 133.3km（町道実延長の 47.3%）であり、幹線・支線での住民生活・生産に必要な道路は完全に確保されている。今後については、長寿命化修繕計画に基づきながら計画的な支線道路・橋梁の維持修繕を行い、道路網の整備充実を図る必要がある。

情報通信については、平成 24 年度に市街地区への光ファイバー通信網の整備が完了したが、雄信内地区含む計 24 集落への光ファイバー通信網が未整備の状況であった。令和 2 年度において全町的な光ファイバー通信網の整備に着手し、地域間情報格差の是正とデジタルトランスフォーメーションの推進には欠かせない通信インフラ整備を図っている。

○生活環境への対策

介護老人福祉施設については、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ケアハウスなどの施設が中核をなし、また、地域包括支援センターは高齢者の暮らしをサポートする拠点とし、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなど、介護予防・生活支援のサービス基盤を整えながら高齢者福祉の拡充を図っている。

住民生活の向上と産業経済活動に欠かすことのできない上下水道の整備について、上水道に関しては、市街地区簡易水道において、新たな取水、浄水施設の

築造を平成 26 年度に完了し、地下水を原水とする水道水の供給を図っている。また、更岸浄水場と泉源浄水場の更新がそれぞれ平成 28 年度と平成 30 年度に、天塩市街地区配水池の建設も令和元年度に完了している。今後については、計画的な取水、浄水施設の改修のほか、老朽化機器・配水管等の更新を進める必要がある。なお、令和元年度末現在の給水普及率は、98.6%となっている。また、下水道に関しては、平成 19 年度に整備が完了しており、水洗化率は年々向上し、令和元年度末では、90.9%となった。今後については、住民生活に支障のないよう適切な維持管理を行うために、ストックマネジメント計画に基づく計画的な施設修繕・改築を図っていく必要がある。

消防施設については、町民の生命と財産保護の立場から防火水利施設の整備や消防車等の消防施設設備の計画的な更新を行うとともに、救急車の更新や救急救命士の配置など救急体制の強化も図られた。

住宅環境の整備については、昭和 38 年から公営住宅の建設が行われ、令和 2 年度末現在の入居率は 79%である。今後も天塩町営住宅長寿命化計画に基づく計画的な住宅整備を図りながら快適な住環境整備を推進する。

医療については、安定的な医療体制の確保のため、老朽化した施設設備の更新や医療機器の整備充実を図りながら、診療科の維持や医療スタッフ及び常勤医の確保など近隣医療機関との連携に努めてきた。今後もソフト・ハード両面から地域医療の推進を図っていく必要がある。

○教育・文化への対策

学校施設については、天塩小学校、啓徳小学校、天塩町中学校の 3 校が昭和 40 年代から平成 20 年代後半にかけて整備された。校舎の老朽化から平成 26 年度には天塩小学校が新築され、学校施設に求められる機能・性能・安全の確保と教育環境の整備充実が図られてきた。今後については、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化する学校施設の計画的な維持管理を図っていく必要がある。

社会教育・文化施設等については、ライフステージに合わせた生涯スポーツ振興と町民の余暇活動の拠点として、天塩川歴史資料館や社会福祉会館、ファミリースポーツセンターなどの設備充実を図ってきた。今後については、個別施設計画に基づきながら計画的な社会教育・文化・スポーツ施設の修繕・更新を図っていく必要がある。

ウ）社会経済的発展の方向の概要

本町の産業構造の変化は表 1 のとおりであるが、第 1 次基幹産業である農業は、構造改善事業などの導入、酪農専業への転換による大型経営化に伴い、就業者は昭和 35 年の 2,219 人から平成 27 年には 336 人と激減しているが、全就業者に占め

る割合は 18.8%と依然上位となっており、地域の重要な産業として位置づけられている。第 2 次・第 3 次産業についても、昭和 35 年から平成 27 年まで 30.9%の減少率となっている。今後、産業の動向として、第 1 次産業における農業については、乳肉価格の低迷や後継者対策、TPP 関連による今後の見通しの不安など農業経営も一段と厳しい状況にあるが、国内の食糧生産供給基地としての地位確立のため、基盤整備や施設の近代化を促進し、大規模酪農経営の合理化・安定化を図らなければならない。また、漁業は、海岸資源の減少や魚介類の価格低迷など、年々厳しくなってきているが、漁業の近代化や生産基盤施設の整備を促進し、経営の安定化を図らなければならない。

第 2 次産業については、健全な企業育成のため、整備の近代化や技術の向上を図るとともに、経営構造の改善によって安定した企業運営を推進させなければならない。第 3 次産業は、消費者の多様化と生活様式の変化に対応した消費者ニーズを捉え、自らの経営体質改善やサービスの向上を図りながら、町外への購買力流出を阻止していかなければならない。

表 1. 産業別就業人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実　数【人】	実　数【人】	比　率【%】	実　数【人】	比　率【%】	実　数【人】	比　率【%】	実　数【人】	比　率【%】
総数	4,421	3,201	100.0	2,803	100.0	2,185	100.0	1,784	100
第1次産業	2,473	1,100	34.4	792	28.3	591	27.0	436	24.4
農業	2,219	969	30.3	663	23.7	510	23.3	336	18.8
水産業	101	56	1.8	97	3.5	81	3.7	65	3.6
第2次産業	893	716	22.4	691	24.6	379	17.4	294	16.5
第3次産業	1,052	1,381	43.1	1,320	47.1	1,215	55.6	1,050	58.9
分類不能の産業	3	0	0.1	0	0.0	0	0.0	4	0.2

（２）人口及び産業の推移と動向

本町の人口推移を国勢調査人口でみると、昭和 35 年の 9,365 人から年々減少し続けており、平成 27 年には 3,243 人と 65.4%の減少率となっている。また、住民基本台帳人口でみると、平成 17 年から令和 3 年までの総数で 1,063 人も減少し、26.9%の減少率で依然として減少し続けている。年齢階層別でみると、0 歳から 14 歳階層の年少人口は、昭和 35 年の 3,330 人が平成 27 年では 364 人で 89.1%の減少率となり少子化が進行している。また、15 歳から 64 歳階層の生産年齢人口は、昭和 35 年の 5,581 人が平成 27 年では 1,830 人で 67.2%の減少率となっている。このうち、15 歳から 29 歳階層の若年人口をみると、昭和 35 年の 2,517 人が平成 27 年では 309 人で 87.7%の減少率となっており、地域全体の活力低下が懸念されている。さらに、65 歳以上の高齢者人口では、昭和 35 年の 454 人が平成 27 年には 1,049 人と 2.3 倍もの増加となっており、高齢化が進んでいることを示唆している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、25 年後の令和 27 年には総人口が 1,398 人となり、昭和 35 年の人口と比較して 7,967 人の減少値で 85.1%の減少率、平成 27 年の国勢調査値と比較しても 1,845 人の減少値で 56.9%の減少率と、平成 27 年の半分以下の人口となっている。また、65 歳以上の人口は 717 人となっており、高齢化率は 51.3%と全体の半分以上を高齢者が占める割合となる。

次に、産業別就業人口をみると、平成 27 年の総数は 1,784 人で、その構成割合は第 1 次産業 24.4%、第 2 次産業は 16.5%、第 3 次産業は 58.9%となっているが、昭和 35 年と比較すると総数 2,637 人、59.6%もの減少となっている。なかでも、昭和 35 年では就業人口の占める割合が高かった農業就業者は 2,219 人であったが、平成 27 年には 336 人と 84.9%の減少となっている。このように、生産年齢人口や就業人口の減少は、産業動向や経済・情報の都市部への一極集中化をはじめ農業経営機構の変革による影響が大きく、また、第 2 次産業の地元企業が小規模なことや企業進出が少ないことから、新規学卒者など若年労働力の都市部流出が主な原因であると考えられる。

産業別就業人口の動向と人口推計値から分析されるように、本町の人口減少と少子高齢化は今後も大きな課題となることが予想されることから、第 1 次産業の基盤整備と近代化施設の充実、担い手・後継者対策、第 2 次産業の安定化を促進しながら、地域特性や自然資本を生かした地場産業の振興と雇用の場の創出を図り、若年層の定着と人口流出に歯止めをかける施策が必要となる。

表 1-1(1)　人口の推移（国勢調査）

区　　分	昭和35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実　数 〔人〕	実　数 〔人〕	増減率 〔%〕	実　数 〔人〕	増減率 〔%〕	実　数 〔人〕	増減率 〔%〕	実　数 〔人〕	増減率 〔%〕
総　　数	9,365	6,509	△30.5	5,340	△18.0	4,030	△24.5	3,243	△19.5
0 歳～14 歳	3,330	1,543	△53.7	1,022	△33.8	510	△50.1	364	△28.6
15 歳～64 歳	5,581	4,429	△20.6	3,429	△22.6	2,464	△28.1	1,830	△25.7
うち 15 歳～29(a)	2,517	1,520	△39.6	842	△44.6	540	△35.9	309	△42.8
65 歳以上(b)	454	537	18.3	889	65.5	1,056	18.8	1,049	△0.7
若年者比率 (a)/総数	% 26.9	% 23.4	—	% 15.8	—	% 13.4	—	% 9.5	—
高齢者比率 (b)/総数	% 4.8	% 8.3	—	% 16.6	—	% 26.2	—	% 32.3	—

表 1-1(2)　人口の推移（住民基本台帳）

区　　分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実　　数	構成比	実　数	構成比	増減率	実　数	構成比	増減率
総　　数	3,950 人	—	3,650 人	—	△7.6%	3,253 人	—	△10.9%
男	1,944 人	49.2%	1,810 人	49.6%	△6.9%	1,643 人	50.5%	△9.2%
女	2,006 人	50.8%	1,840 人	50.4%	△8.3%	1,610 人	49.5%	△12.5%

区　　分		令和 2 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
		実　数	構成比	増減率	実　数	構成比	増減率
総　　数（外国人住民を除く）		2,923	—	△10.1%	2,887	—	△1.2%
男（外国人住民を除く）		1,458	49.9%	△11.3%	1,455	50.4%	△0.2%
女（外国人住民を除く）		1,465	50.1%	△9%	1,432	49.6%	△2.3%
参考	男（外国人住民）	20	—	—	21	—	—
	女（外国人住民）	17	—	—	22	—	—

表 1-1(3)　人口の見通し（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計）

区　分	平成 27 年	令和 2 年度		令和 7 年度		令和 12 年度	
	実数	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率
総数	3,243 人	2,893 人	△10.8%	2,553 人	△11.7%	2,239 人	△12.3%
0～14 歳	364 人	306 人	△15.9%	250 人	△18.3%	203 人	△18.8%
15 歳～64 歳	1,830 人	1,498 人	△18.1%	1,258 人	△16.0%	1,045 人	△16.9%
65 歳以上	1,049 人	1,089 人	3.8%	1,045 人	△4.0%	991 人	△5.2%

区　分	令和 17 年度		令和 22 年度		令和 27 年度	
	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率
総数	1,941 人	△13.3%	1,659 人	△14.5%	1,398 人	△15.7%
0～14 歳	163 人	△19.7%	129 人	△20.9%	106 人	△17.8%
15 歳～64 歳	875 人	△16.3%	729 人	△16.7%	575 人	△21.1%
65 歳以上	903 人	△8.9%	801 人	△11.3%	717 人	△10.5%

表 1-1(4)　産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数【人】	実数【人】	増減率【%】	実数【人】	増減率【%】	実数【人】	増減率【%】	実数【人】	増減率【%】
総　　数	4,421	3,201	△27.6	2,803	△12.4	2,185	△22.0	1,784	△18.4
第一次産業就業人口比率	55.9	34.4	—	28.3	—	27.0	—	24.4	—
第二次産業就業人口比率	20.2	22.4	—	24.6	—	17.4	—	16.5	—
第三次産業就業人口比率	23.8	43.1	—	47.1	—	55.6	—	58.2	—
分類不能産業就業人口比率	0.1	0.1	—	0	—	0	—	0.2	—

（３）行財政の状況

本町は、大正 13 年４月１日一級町村制の施行によって村から町へと移行し、現在に至っている。職員数は、令和３年４月１現在で、一般会計 80 人と特別会計 46 人の計 126 人と会計年度任用職員 134 人の総数 260 人からなり、機構図は図のとおりである。また、広域的体制への組織加入は、

○西天北五町衛生施設組合（豊富・中川・幌延・天塩・遠別）
○北留萌消防組合（苫前・羽幌・初山別・遠別・天塩・幌延）
○留萌地域公平委員会（留萌管内全町村）
○遠別町・天塩町・幌延町介護認定審査会（遠別・幌延・天塩）
○留萌地域電算共同化推進協議会（増毛・小平・苫前・羽幌・初山別・遠別・天塩）
○遠別町・天塩町共同斎場管理運営協議会（遠別・天塩）

などがあり、広域的な共同処理によって行政事務の効率化を図っているほか、一部事務を電算化することで、作業の効率化による行政サービスの向上を図っている。

なお、各種地域指定の状況は次のとおりである。

○豪雪地帯対策特別措置法	昭和 38 年 11 月 1 日指定
	昭和 46 年 9 月 27 日指定（特豪）
○山村振興法	昭和 47 年 2 月 3 日指定
○過疎地域持続的発展特別措置法	令和３年 4 月 1 日指定

本町の財政は、引き続く人口の流出、地域経済の低迷などにより税収の割合が低く、歳入面では地方交付税及び地方債に大きく依存しているが、平成 27 年度では、地方交付税 56.8%、地方債 9.7%、合計 66.5%であったのが令和元年度には、地方交付税 56.5%、地方債 9.3%、合計 65.8%となっており、財政基盤は平成 27 年度と変わらず脆弱な状況にある。

一方、人件費・公債費・扶助費の義務的経費は、平成 27 年度に対し令和元年度は 0.75%減となっているが、依然として大型事業の実施などによる公債費の償還が多額である。財政力指数は、平成 27 年度の 0.14 から令和元年度が 0.15 と 0.01 ポイント増加し、実質公債費比率は、平成 27 年度の 10.9%から令和元年度が 9.0%、地方債現在高は平成 27 年度対比 267,617 千円減となっているが、財政は未だ硬直化傾向にある。

このような厳しい状況の中にあって、地域活性化と住民の多様なニーズに応えつつ、心の豊かさを実感できるまちづくりのためには、重点的かつ効果的な財政運営と地方債の計画的活用、良質な資金の確保が肝要である。

天塩町行政機構図

R3.4.1現在

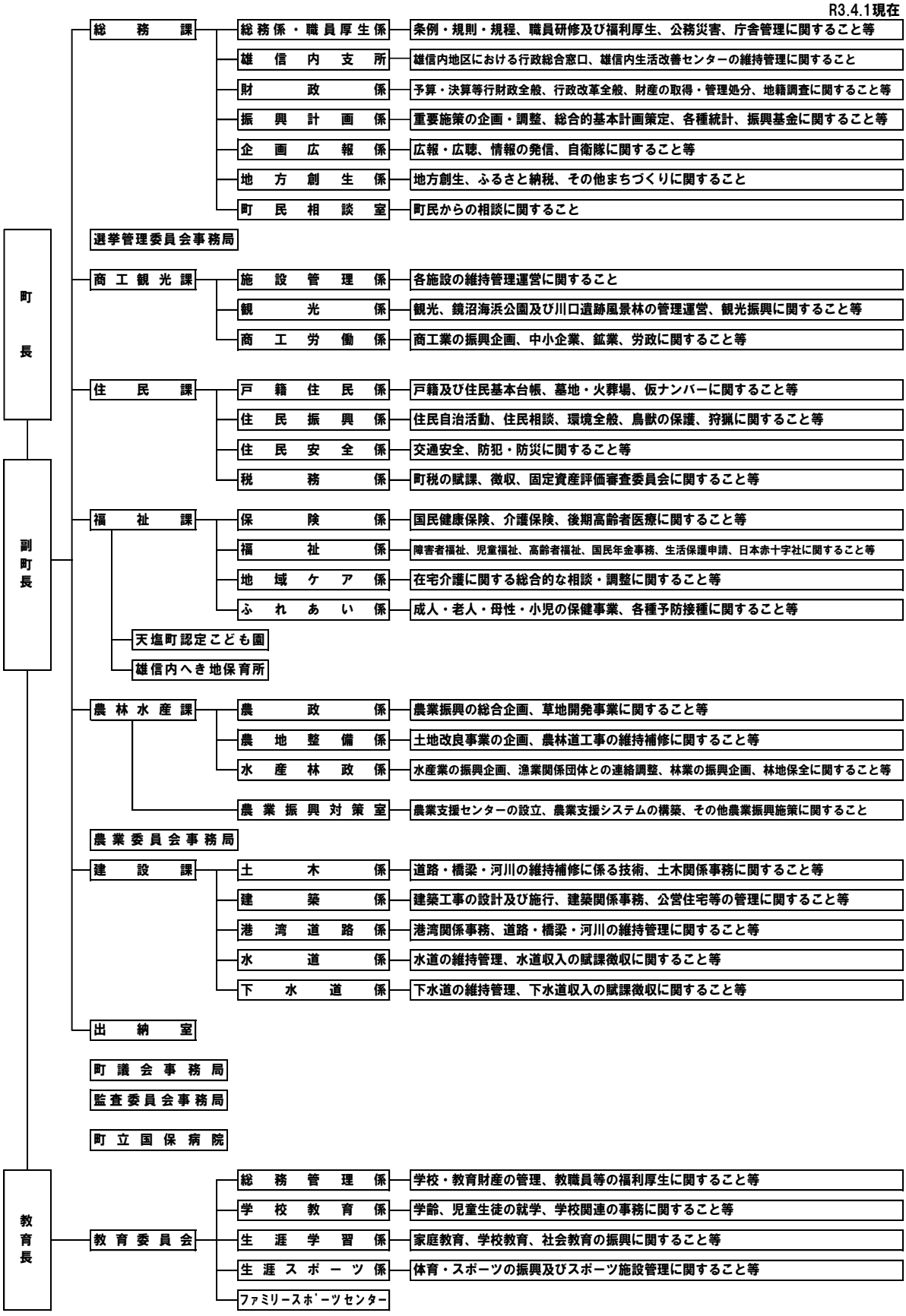


表 1-2（1）財政の状況　　（単位：千円）

区　　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額　A	4,829,526	4,982,854	4,531,904
一般財源	3,353,420	3,357,567	3,108,153
国庫支出金	337,845	218,293	210,391
道支出金	297,426	355,090	232,662
地方債	310,915	484,401	421,840
うち過疎対策事業債（普通会計ベース）	122,030	421,800	342,200
その他	529,920	567,503	558,858
歳出総額　B	4,681,357	4,823,229	4,441,342
義務的経費	1,822,942	1,499,500	1,488,291
投資的経費	535,203	623,081	342,634
うち普通建設事業	495,086	623,081	326,829
その他	2,049,185	2,158,043	2,259,117
過疎対策事業費	274,027	542,605	351,300
歳入歳出差引額　C(A−B)	148,169	159,625	90,562
翌年度へ繰超すべき財源　D	75,017	64,336	2,280
実質収支　C−D	73,152	95,289	88,282
財政力指数（3か年平均）	0.15	0.14	0.15
公債費負担比率	22.1	15.9	16.3
実質公債費比率	19.4	10.9	9.0
起債制限比率（3か年平均）	—	—	—
経常収支比率	76.8	79.6	85.7
将来負担比率	41.1	9.3	5.5
地方債現在高	8,904,115	7,741,862	7,474,245

（注）　区分は地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく数値である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和５５ 年 度 末	平成 ２ 年 度 末	平成１２ 年 度 末	平成２２ 年 度 末	令 和 元 年 度 末
市 町 村 道					
改 良 率（%）	43.3	61.0	65.7	67.6	64.4
舗 装 率（%）	6.8	28.1	41.5	45.1	43.1
農　　道					
延　　長（m）	―	―	6,139	6,139	6,139
耕地１ha 当たり農道延長（m）	0.8	―	0.6	―	―
林　　道					
延　　長（m）	5,383	18,705	20,679	20,679	20,679
林野１ha 当たり林道延長（m）	1.1	2.0	2.4	2.5	2.5
水道普及率（%）	83.2	90.4	95.6	95.5	98.6
水 洗 化 率（%）	9.4	13.3	29.5	82.2	90.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	8.0	9.4	11.2	12.3	10.3

表 1-2(3) 道路現況　　（令和３年４月１日）

区　分	路線数	総延長【km】	改　良		舗　装		冬期自動車通行可能	
			延　長【km】	町【%】	延　長【km】	町【%】	延　長【km】	率【%】
国　道	2	46.8	46.8	100	46.8	100	46.8	100
道　道	6	60.5	60.5	100	60.5	100	60.5	100
町　道	219	281.77	181.509	64.4	121.476	43.1	133.3	47.3
農　道	2	6.1	1.5	24.6	4.6	75.4	—	—
林　道	6	20.7	20.7	100	—	—	—	—

表 1-2(4) 町道除雪機械等　　（令和３年４月１日）

区　分	モーター グレーダー	ショベル ドーザー	ロータリー 除　雪　車	除　雪 トラック	計
所有台数	1	2	3	6	12

表 1-2(5) 福祉施設等の状況　　（令和３年４月１日）

施　設　名		施設数	収容人員	収容定員
保　育　所		2	67	102
	公立常設	1	63	90
	公立へき地	1	4	12
特別養護老人ホーム		1	50	50
	ショートステイ	1	4	10
デイサービスセンター		1	—	—
ケアハウス		1	14	15
老人福祉センター		1	—	—
老人憩いの家		1	—	—
保健ふれあいセンター		1	—	—

表 1-2(6) 消防ポンプ整備状況　　（令和３年４月１日）

区　分	基準口数（A）	現有台数			充足率（B）/（A）
		ポンプ車（口数２）	小　型（口数１）	口　数（B）	
天　塩　町	7	8	4	12	171.4
北留萌消防組合	58	48	51	99	170.7

表 1-2(7)　防火水利（防火水槽）整備状況　（令和３年４月１日）

区　　分	防火水槽		充足率 (B) / (A)
	基準口数 (A)	現有口数 (B)	
天　塩　町	50	34	68.0
天塩地区	42	31	73.8
雄信内地区	8	3	37.5
北留萌消防組合	520	237	45.6

表 1-2(8)　水道施設状況　（令和３年４月１日）

区　　分		給水区域内人口 (A) 人	計画給水人口 (B) 人	給水人口 (C) 人	給水普及率 % (C) / (A)	達成率 % (C) / (B)
簡易水道		2,837	3,035	2,794	98	92
	市街	2,439	2,558	2,396	98	94
	雄信内	166	201	166	100	83
	泉源産士	232	276	232	100	84

(水道統計調査)

表 1-2(9)　医療施設及び医療従事者の状況　（平成28年3月31日）

区分	病　院	一般診療所	歯科診療所	医　師	歯科医師	病院病床数	人口１万人当たり	
							医師数	歯科医師数
天　塩　町	1	―	2	2	2	48	6.1	6.1
留萌管内	7	40	29	70	30	809	14.4	6.1

（留萌管内は、平成 27 年度実績　道北地域保健情報年報）

（４）地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策の実績及び本町の人口推計と産業の動向を踏まえながら、北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、天塩町総合振興計画及び天塩町強靭化計画を指針とし、天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を確保しながら、町民の意向を的確に捉え、中長期的視野に立った地域の持続的発展の可能性を見極めつつ、子育て環境の充実や地域産業の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の創出、地域格差の是正及び美しく風格ある地域の形成を目指し、天塩町総合振興計画におけるまちの将来像「みんなで創ろう 育てよう 明るく楽しく元気なまちを」に向けて、次に掲げる基本方針のもと地域の持続的発展と活力向上に資する施策を推進する。

【基本方針】

基本方針Ⅰ．地域活力を向上させる基幹産業振興

本町の基幹産業である農業や漁業、林業の産業基盤の計画的な整備を図るとともに、担い手の育成・確保及び後継者対策の一層の充実をはじめ、６次産業化の促進による新規販路の開拓や拡大、地産地消の促進など主要な農林水産生産物の付加価値化・地域ブランド化を推進する。また、商工業者の経営基盤強化や商工団体と連携した魅力ある商店街づくりを推進するとともに、企業等の誘致や起業支援の充実を図り、地域の雇用とにぎわいの創出に努める。

豊富な農林水産物等の地域資源を活用した魅力ある商品開発を促進するとともに、地域商工業者と連携した特産品のプロモーション活動に積極的に取り組むことで、所得の域外流入の促進による地域経済の好循環と生産者・商工業者の活力向上を図る。

基本方針Ⅱ．輝く地域資源を活かした観光振興

多様性あふれる天塩川や夕日に映える利尻富士の眺望、豊富な自然と恵まれた景観、農林水産資源などの地域の特性を最大限活用した滞在型観光を推進する。ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた観光ニーズを的確に把握し、各種イベントや観光資源のブラッシュアップとともに新たな観光スタイルと「天塩ブランド」の確立を図る。また、オロロンラインを意識した都市部からの観光誘引策を講じるとともに、道の駅てしおをはじめ、あらゆるコンテンツを活用した観光情報発信の充実に努める。

基本方針Ⅲ．自然との共生と持続可能な社会形成

天塩川流域の広大な自然・多様な生態系がもたらす恵と共生するまちとして、自然環境・景観の保全をはじめ、公害や不法投棄の防止など環境負荷の低減とごみ減量化・リサイクル意識啓発の取り組みを推進する。また、日本海沿岸の風況ポテンシャルを最大限活用できるよう、地域への再生可能エネルギーの普及啓発や公共施設への導入の検討など、カーボンニュートラルを意識した持続可能なまちづくりを推進する。

基本方針Ⅳ．安心して暮らせる快適な住環境整備

生活の基礎となる公営住宅及び水道・下水道施設について、計画的な維持管理と更新を図る。また、激甚化する自然災害への備えとして、情報伝達手段・各避難所（避難場所）整備の充実や地域防災力の向上に資する支援を図り、ソフト・ハード両面から地域の強靭化を推進する。さらに、防犯意識の啓発や関係機関との連携を強化し、犯罪・事故の少ない安全なまちづくりの推進に努めるとともに、消防用資器材・施設等の計画的な更新や消防・救急体制を充実させ、生涯安心して快適に過ごせる住環境づくりを推進する。

基本方針Ⅴ．暮らしをつなぐ情報・交通インフラ整備

生活や経済・社会活動の要である道路網及び地方港湾について、計画的な改修と整備促進を図るとともに、冬期間の交通機能の確保をはじめ、関係機関と連携した安定的な交通・物流ルートの維持管理を推進する。また、地域間を結ぶ足となる公共交通の維持を図るとともに、持続可能な地域公共交通の検討を進め、新しい公共交通形態の構築に向けた取り組みを推進する。さらに、情報化社会への対応として全町的な通信インフラの整備を推進し、各分野における情報通信技術の活用促進と地域におけるデジタルデバイドの解消に努める。

基本方針Ⅵ．いきいきと暮らせる手厚い健康福祉支援

心身ともに健康で幸せな生涯を送ることができる健康長寿社会を目指し、安定的な医療体制の確保をはじめ、各種検診や健康相談体制の充実を図り、地域や関係機関と協働した健康づくり活動を推進する。また、子育て世帯、ひとり親家庭、障害者（児）、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりの推進のため、支え合いの精神に基づく地域福祉の体制強化をはじめ、関係機関と連携した子育て支援・ひとり親家庭支援・障害者（児）福祉・高齢者福祉の充実に努める。

基本方針Ⅶ．歴史に学び未来を紡ぐ教育・文化・スポーツ振興

本町の歴史・文化・地域の特性を活かした魅力ある学校づくりの推進や教育施設・内容の充実をはじめ、グローバル社会への対応や学習ニーズの把握など、未来を見据えライフステージに合わせた人材育成・生涯学習を推進する。また、本町の芸術・文化の伝統を受継ぎ次世代へと伝えていくため、文化財・施設・資料の適切な管理・保全をはじめ、文化・芸術振興を支える団体及び人材の育成を図る。さらに、心身ともに健康で充実した生涯を送ることができるよう、文化・芸術・スポーツ活動の推進や関連施設の整備をはじめ、これら活動を通じた青少年健全育成や新たな生きがいの発見による日常生活の活力向上など多様な団体活動を促進する。

基本方針Ⅷ．活力あふれ共に歩むコミュニティ形成

人口減少が続く各集落への支援として、移住・定住施策や地域おこし協力隊制度の活用、空き家及び空き地の利活用による地域定着化を図り、持続可能な地域コミュニティの形成と人口減少を見据えたコンパクトなまちづくりを推進する。また、共に支え合い協力し合う地域コミュニティの形成に向けて、国籍や文化、性別にとらわれることのない全町民一体となった活力あふれるまちづくりの推進をはじめ、将来にわたって持続的に健全な行財政を運営していくため、町民・民間と協働した住民の視点に立った行政改革に取り組む。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、本計画の期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を次のとおり設定する。

【基本目標】

～ 自然・産業・地域 ～ 輝く資源を生かした持続可能で活力あふれるまち

また、基本目標の達成に向けて、地域の持続性と活力向上に不可欠となる「人口」の目標値を設定する。設定にあたっては、基本方針に基づく過疎対策事業によって出生率の上昇と社会動態（社会減）が改善することを見込み、表 1-3 の③出生率上昇+移動改善の場合の推計人口を用いることとする。

計画期間の終期における人口目標は次のとおりとする。

令和７年度末における総人口
２，６７２人

表 1-3　出生率及び人口増減を条件とした人口推計

年/推計人口	R7 年度	R12 年度	R17 年度	R22 年度	R27 年度
①社人研推計	2,554	2,236	1,942	1,659	1,398
②出生率上昇	2,557	2,250	1,963	1,685	1,424
③出生率上昇 +移動改善	**2,672**	2,445	2,216	2,026	1,845
④出生率上昇 +移動均衡	2,994	2,871	2,738	2,592	2,457

②出生率上昇
「①社人研推計」を元に、令和 12 年までに合計特殊出生率が 2.10 となるよう逓増するものとして推計した（令和 12 年以降は 2.10 を維持）。
③出生率上昇＋流出入改善
上記「③出生率上昇＋流出入均衡」に対し、令和 22 年の段階で天塩町全体の人口流出（社会減）が段階的に現在の１／２程度にまで改善するものとして、現状から男女別年齢別に調整を行って推計した（男女別の各年齢階層のマイナス幅が令和 22 年時点で現在の１／２となるよう段階的に調整）。
④出生率上昇＋流出入均衡
上記「②出生率上昇」を元に、直ちに天塩町全体の流出入（社会増減）が均衡するものとして推計した（各年齢階層のプラス幅合計とマイナス幅合計が合致）。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、毎年度に掲載事業ローリングを実施するとともに、内部組織での評価を外部組織で検証する体制を構築し、計画事業の効果的・効率的な推進管理を図る。

（７）計画期間

この計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」を次のとおり転記する。本計画における施設整備等の方向性は、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」及び「施設類型ごとの基本方針」との整合を保ち掲載している。

【天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」】

第3章　公共施設の基本方針

3-1　方針①　施設保有量の最適化

町の保有する公共建築物は約 180 施設、延べ床面積は約 9 万㎡あるが、今後の更なる人口減少や厳しい財政制約が予想されるなか、現在の保有量のままでは施設の更新費用を支出することが困難な状況が生じると予想される。

将来に亘り持続的に公共サービスを提供するためには、現在の公共施設の総量を削減し、公共施設の保有量を最適化していく必要がある。

3-1-1　既存施設の有効活用と新規整備の抑制

既存老朽施設の建て替えや統合等を除き、公共施設等の新規整備を原則実施しないこととする。

また、既存施設の「用途転用」や一つの建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、施設の量を増加させることなく、町民ニーズの変化へ適切な対応を図る。

3-1-2　統合や廃止の推進

利用状況、経費負担、地域バランスなどを総合的に勘案して、施設の再編・統合・廃止に取り組み、施設総量の最適化を図る。

遊休公共施設や遊休地については基本的に売却を目指す。売却や譲渡、用途転用など施設の有効活用の可能性について検討した上で、それらの可能性がない公共建築物については、倒壊危険性や近隣居住環境と周辺景観への影響などを考慮し、除却事業等に対する国等の支援制度を活用しながら計画的に除却を進める。

3-1-3　利用者等との合意形成

施設の統合や廃止にあたっては、利用者や周辺住民との合意形成が必要であるため、充分な検討と周知の期間が必要となる。住民ワークショップなどを通じて官民が平等な立場で施設のあり方で議論するなどの取り組みを進めていく。

3-1-4　総量（総床面積）の削減目標

以上の取り組みを通じて、公共建築物の総延べ床面積を2036年（平成48年）に現状※より20%削減することを目標とする。

※2016 年（平成 28 年）現在とする。

3-2　方針②　適切な維持管理の推進

公共施設の更新・改修・維持管理などの費用削減のためには、施設総量の削減だけでなく、適切な維持管理が必要である。「壊れてから修理するのではなく、壊れないように小まめに手入れする」ことで、長期的な費用削減が期待できる。

施設の劣化状況を定期的に点検し、適切に補修・改修することで、既存公共施設を長く・大事に使っていく。

3-2-1　施設の長寿命化

補修・改修を計画的かつ予防的に行うことにより、劣化の進行を遅らせ、公共施設の機能・品質を維持する。老朽化による破損や機能低下が予見されるときは早めに改修を行うことで、施設の耐用年数を延ばすこと（長寿命化）を目指す。長寿命化対策により、更新や大規模改修にかかる多額の費用支出を抑制し、予期せぬ損傷・故障などによるサービスの低下や突発的な費用支出を抑えることが期待される。

3-2-2　定期的な点検・診断等の実施

公共施設の機能・品質を維持するには、定期的な点検・診断と日常的なメンテナンスが欠かせない。劣化や損傷を早期に発見することで補修費用を削減する効果も期待される。

インフラ系公共施設については、関係省庁が作成する点検マニュアル等に基づき、定期的なパトロールや劣化状況診断を行う。公共建築物については施設管理者による日常点検や施設不具合の報告を適切に実施し、劣化状況や対策履歴等の情報を記録する。

発見された緊急性の高い不具合については、早急な対応をはかるとともに、点検・診断等の記録を全庁的に共有することで、今後の適切かつ計画的な維持管理に役立てる。

3-2-3　安全性の確保

供用中の公共施設について、パトロールや点検・診断において高い危険性が認められた場合は、利用や通行を規制するなどの安全確保措置を速やかにとるとともに、他の施設による代替可能性を含めた機能確保策を検討する。

また、供用されていない施設（遊休施設等）に高い危険性が認められた場合は、立ち入り禁止措置などを講じたうえで、近隣への影響、倒壊の危険性、除却費用などを総合的に考慮して優先順位を決定し、計画的に施設の除却等の措置を進める。

3-2-4　災害時への備え・耐震性の向上

地震や風水害、雪害など災害発生時及び災害復旧時において、公共施設は避難所、避難経路、防災備蓄拠点等として重要な役割を担うこととなる。

災害時等を考慮した公共施設の適正配置を平時から検討しておくとともに、防災拠点施設、避難施設及び緊急輸送路の沿道に立地する公共建築物等の耐震性を向上する。

3-3　方針③　連携と協働による計画推進

公共施設の課題に対しては、町が一体となって取り組む必要があることに加え、公共施設は地域住民の生活に密接に関わることから、地域住民と行政が情報を共有し、地域住民の理解のもと対策を実施していく必要がある。また、町の職員や財源などの行政資源には限りがあることから、住民や民間事業者等の力やノウハウを取り入れていくべきである。

そこで、町のみが公共施設の対策に当たるのではなく、関係する地域住民や企業、周辺自治体などと協力・連携して対策を進めていくこととする。

3-3-1　全庁的な取組体制の構築

公共施設マネジメントは、政策面、財政面のほか、産業振興などを含む多様な側面を有し、既存の枠組みにとらわれない取り組みが必要である。各施設所管課による個別施設計画の策定や、財政担当課及び工事担当課を横断する検討体制を作るなど、本計画の目的の実現に向けて、施設計画の進捗把握と計画の改善を進めるための取組体制を構築する。

3-3-2　施設情報の共有と一元化

施設分類（公営住宅、学校など）ごとに所管課が公共施設の情報を把握しており、施設情報が全庁的には共有されていない。

そこで前項の「全庁的な取組体制の構築」に合わせて、公共施設情報を共有・一元化し、今後とも定期的に情報を更新していく必要がある。

3-3-3　町民の理解と協力

計画を着実に進め、進捗状況と効果を評価し、また、情勢変化に応じて見直しながら実施することが重要である。

具体的には、評価作業においては施策の進捗と公共施設の状況を把握し、維持管理費の見通しと人口、財政の見通しなどを再検討することで計画の改善に繋げる。また、計画の見直しを必要とする場合には、適宜議会報告と町民への公表（広報誌への掲載・ホームページでの公表）を行うことで、町民の理解と協力のもと計画の実現に努める。

3-3-4　民間・団体との協働

施設を健全かつ適切に維持管理するためには、必要な技術力・ノウハウを有する者に委託することも有効である。

指定管理者制度、ＰＰＰ、ＰＦＩの活用について検討し、町と民間・団体との協働により、費用削減やサービス向上を図る。

3-3-5　広域連携・行政間連携

公共建築物の自治体間相互利用や、インフラ系公共施設に対する国・道などの技術的・経済的支援など、町単独で対応にあたるのではなく周辺自治体や関係行政機関との連携が必要である。組織間の情報交換を密にし、互いの窓口を明確化することで、円滑な連携体制を構築していく。

表 3-1　行政と民間のパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・ＮＰＯ法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。
ＰＰＰ	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
ＰＦＩ	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

2．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）現況と問題点

人口減少や高齢化が急速に進行する本町において、集落機能を維持するためには移住・定住施策は欠かせないものであり、平成 26 年から移住定住施設を開設し地域への定住化を図っている。しかし、施設利用対象の拡大を図っているものの、その利用件数は横ばいと伸び悩んでいる状況である。新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴い、都市部からの地方への移住（U・I ターン）の関心が高まっている現在、本町への人の流れを生み出す積極的な情報発信と、移住に対する費用補助や若年層の定住化を促進させるインセンティブ措置が必要となってきている。

本町では、地方創生の取組の一つとして先駆けて宿泊施設へのコワーキングスペースの設置を行い、働く場所に捉われないフリーランサーの移住を促進させる基盤を整えてきたが、移住定住施設と同様に利用者数は伸び悩んでいる状況であり、U・I ターンへの関心の高まりやテレワーク・ワーケーションが推進されている現在、これら新たなワークスタイルに合わせた活用策を検討する必要がある。また、人口減少に伴い市街地区の空き家及び空き地の増加が課題となっていることから、これら空き家等の利活用も含めた移住・定住施策展開も検討する必要がある。

平成 24 年から地域おこし協力隊制度を活用し、令和 2 年度末までに延 17 人が着任、そのうち 10 名が定住へとつながっている。地域での新たな仕事の開拓や既存企業の事業継承など、地域活性化の担い手として積極的な制度活用が期待される。産業現場では、後継者や担い手不足が大きな課題となっていることから、町外からの多様な人材が地域へ定着し活躍できるような人材育成支援と受け入れ環境整備を推進していく必要がある。

（2）その対策

○移住・定住支援体制の整備

- 移住者への経済的支援の検討
- 定住化促進のための空き家等を活用した住環境整備
- 町内の住宅及び仕事情報提供体制の強化
- 近隣市町村と連携した移住・定住情報発信
- 子育て家庭の移住促進のための子育て環境整備

○地域おこし協力隊制度の活用

- 任期後の定住化を促進
- 地域での起業・事業継承への支援

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事 業 名（施設名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住定住施設整備事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊起業支援事業 地域おこし協力隊任期後の起業費用を補助	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

3．産業の振興

（1）現況と問題点

ア）農業

本町の農業は、畑作混同農業から北方寒冷地に適した酪農を振興し、現在では北海道北部の酪農専業地帯として、また、地域経済を支える基幹産業として発展してきた。しかし、経営主の高齢化や後継者不足による離農など、農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増している。

本町の酪農・畜産業は、豊富な土地基盤を背景に規模拡大が図られてきたが、労働加重や労働力不足の問題が顕在化し、良質な生乳生産、生産性の高い経営基盤の確立と時代に即応できる経営感覚を持つ農業者の育成・確保などが重要な課題となっている。

このことから、足腰の強い農業経営を確立するため、計画的に生産施設や生産基盤を整備し、良質な自給飼料の生産拡大や飼養管理の改善・合理化、経営の効率化による労働負担の軽減を図るための農作業の分業化と農業生産法人の育成、先進技術と優れた経営感覚を備えた担い手の育成・確保、安全・安心な生乳・肉用牛の生産コスト削減などによる経営体の強化が必要になってきている。

また、国際的規模で環境保全への関心が高まりを見せる中、自然環境に配慮した持続可能な農業を推進していくため、家畜ふん尿の適正処理と有効利用を進めるとともに、自然と共生した循環型農業を推進していく必要がある。

さらに、近年は、TPP 関連による今後の見通しの不安の中、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりを踏まえつつ、引き続き安全・安心な生乳と肉用牛を生産・供給していくため、関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図りながら生産管理の徹底を促進していくことが必要になってきている。

農業の状況

（2 月 1 日及び 12 月末）

年次	農家戸数（戸）				農家人口（人）	農家従事世帯員数（人）	農用地面積（ha）（農用地面積のうち畑のみ再掲）		
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業			総面積	畑	うち牧草専用地
S55	342	243	69	30	1,587	765	8,584	8,584	8,213
S60	312	202	78	32	1,411	674	8,957	8,957	8,494
H02	283	201	60	22	1,249	621	8,759	8,759	8,591
H07	234	144	67	23	1,004	493	8,445	8,445	8,374
H12	196	124	57	15	828	464	8,513	8,513	8,174
H17	172	135	28	9	719	471	9,571	9,571	9,218
H22	151	109	36	6	582	410	8,110	8,110	7,483
H27	127	107	15	5	457	331	7,323	7,323	7,106

（農林業センサス、JA 調）

家畜飼養頭数及び生乳生産量　　（２月１日　生乳生産は12月末）

年 次	乳 用 牛	肉 用 牛			農 用 馬	採 卵 鶏	生乳生産量 t
			肉専用種	乳 用 種			
S55	13,627	2,063	0	2,063	60	417	40,230
S60	14,573	898	0	898	26	189	46,088
H02	15,148	1,383	0	1,383	11	100	52,356
H07	13,935	991	89	902	10	0	51,349
H12	13,129	1,075	685	390	33	0	51,839
H17	11,857	572	537	35	22	–	51,654
H22	10,298	573	552	21	24	–	45,035
H27	9,206	3,169	2,999	170	9	–	37,998

（農林業センサス、JA 調）

イ）林業

本町の総面積 35,331ha のうち、民有林面積は 8,121ha で、総面積の 22%を占めている。そのうち、トドマツ・アカエゾマツを主体とした人工林の面積は 3,958ha で、人工林率は 48%となっている。民有林の人工林の約半分は育成途中となっている。

今後は、生育に伴う蓄積の増加から利用可能な間伐材等も増加することが見込まれ、また、近い将来主伐時期を迎えることもあり、資源の循環的な利用に向けて需要の拡大を図っていくことが必要な時期にきている。しかし、継続している木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから、小規模な森林所有者を中心に森林づくりに対する意欲や関心が薄れ、間伐や植栽等の実施減少により、森林の持つ様々な機能の発揮や貴重な資源の有効活用がなされないことが懸念される。

農業や漁業などの基幹産業を支え、森林の公益的機能を十分に発揮できる森林づくりを実施していくため、森林整備を効率的に実施し、基盤整備や集約化によるコストの低減、また地産地消を基本とした地域材の利用を、関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図りながら推進していくことが重要となっている。

森林面積及び蓄積　　(令和2年4月1日現在)

所有区分	面積 (ha)				蓄積(千㎥)			
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
森林管理局所管国有林	10,666	7,632	2,982	0	52	1,344	661	683
その他の国有林	-	-	-	-	-	-	-	-
道有林	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村有林	749	294	434	21	-	118	83	34
私有林等	7,353	3,627	3,541	184	-	829	449	380
合計	18,768	11,553	6,958	206	52	2,290	1,193	1,097

〔資料:令和元年度北海道林業統計〕

ウ）水産業

本町の漁業は、サケ・ヒラメ・カレイ・タコ・ホッキをはじめとした海面漁業、シジミ・ワカサギなどの内水面漁業を主体に経営が図られているが、近年の漁業を取り巻く環境は、資源の減少と水産物輸入による価格低迷、さらに、漁業従事者の高齢化が進み厳しい状況になっている。

なかでも、本町を代表する地場特産品であるしじみ貝は、資源量が減少し続けており、資源の枯渇を防ぐため、生体メカニズムや環境に係る調査など、その原因究明が急務となっている。

このため、計画的な「つくり育てる漁業」への強化を進めるとともに、漁業の近代化や生産基盤施設の整備を推進し、輸入攻勢や価格低迷に対抗できる体制を整えていく必要がある。

水産加工品については、しじみ・魚類の加工などにより市場の開拓が進められ、特に学校給食への導入による消費拡大を図っている。また、他の製品についても付加価値を高め、独創的なブランド製品の開発や販路拡大が求められており、輸送技術の進歩により価格面から優位な活魚の流通も拡大していることから、これらの対応についても関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図りながら推進していく必要がある。

種別漁獲高

（数量：トン、金額：千円）

区　分	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
ひ ら め	-	-	-	-	36	29,204	24	21,486	22	17,440
カレイ類	278	89,108	309	85,019	154	26,412	169	38,832	159	43,719
ほたて貝	202	66,150	191	66,150	166	64,128	191	68,469	135	40,673
た　こ	31	13,182	35	19,653	32	16,228	25	13,285	43	21,217
さ　け	616	234,130	759	298,203	584	235,191	927	356,382	639	253,851
しじみ貝	72	77,216	70	74,870	69	72,413	54	60,806	50	56,604
ほっき貝	10	2,696	29	8,745	22	6,855	26	8,441	22	7,898
う　に	0	53	0	44	0	52	0	15	-	-
な ま こ	0	1,566	0	542	0	542	0	298	-	-
た　ら	0	8	0	47	0	19	0	84	-	-
か じ か	31	4,625	37	5,030	27	5,406	12	3,132	41	6,113
ほ っ け	-	-	-	-	13	1,530	3	853	-	-
に し ん	-	-	-	-	0	95	5	1,972	3	1,234
か す べ	-	-	-	-	22	15,495	31	20,551	36	25,580
そ の 他	53	18,707	71	25,096	82	14,648	83	12,442	126	28,059
組合員計	1,293	507,441	1,501	583,399	1,207	488,218	1,550	607,048	1,276	502,388
員　外	213	40,535	259	74,204	-	-	-	-	-	-
合　計	1,506	547,976	1,760	657,603	1,207	488,218	1,550	607,048	1,276	502,388

区　分	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
ひ ら め	22	18,714	13	9,724	27	22,531	20	14,916	11	9,679
カレイ類	210	51,222	159	27,984	45	6,063	101	20,710	60	12,601
ほたて貝	21	9,676	-	-	31	13,241	-	-	-	-
た　こ	51	23,436	67	28,587	114	67,955	60	32,003	59	27,474
さ　け	677	330,458	636	541,809	474	284,701	649	298,547	1,011	612,176
しじみ貝	55	60,767	50	57,394	28	35,641	31	44,570	31	45,487
ほっき貝	17	7,267	21	8,360	21	7,510	20	5,902	16	4,925
う　に	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
な ま こ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
た　ら	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
か じ か	21	2,641	41	2,703	27	3,214	35	4,623	16	2,156
ほ っ け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
に し ん	1	543	2	972	3	1,012	12	3,619	53	10,406
か す べ	32	19,680	103	32,752	139	37,204	122	44,893	63	20,032
そ の 他	124	35,662	148	50,142	104	36,733	117	25,337	137	23,271
組合員計	1,231	560,066	1,240	760,427	1,013	518,805	1,167	495,120	1,457	768,207
員　外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合　計	1,231	560,066	1,240	760,427	1,013	518,805	1,167	495,120	1,457	768,207

（各年 1～12 月）

エ）商工業

本町の商業は、消費人口の減少とともに大規模小売店の進出や町外への購買力の流失、消費者ニーズの多様化などの理由から、地元小売業を取り巻く経営環境は年々厳しくなっている状況である。商店の多くは、経営基盤の弱い小売業で、経営者の高齢化や後継者不足などの多くの課題を抱えており、経営の安定化や商店街の活性化を進めるためには非常に厳しい状態にある。

このため、地域活力の顔となる商業の活性化事業などが行われているが、今後も商工会をはじめ関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図りながら、地場産品の積極的 PR や活用など、多様化する消費者ニーズに対応できる体質改善やサービスの向上、共同意識の強化などを図る必要がある。さらに、観光や製造業などの異業種間の交流を深め、付加価値を高める特産品の共同開発も積極的に推進していく必要がある。

また、本町の工業は、長期化する景気の低迷や公共工事の縮減等の影響によって業績は伸び悩んでいるが、経営の合理化や加工製造技術の向上を図り、地場産品を活用した付加価値の高い商品開発など、販路拡大に努めていく必要がある。

オ）観光

本町の観光は、宿泊、運輸、飲食、小売、その他のサービス業、さらには農林水産業など幅広い産業に波及する裾野の広い総合産業であるが、現在は地域経済への波及効果は必ずしも大きなものとなっていない状況である。観光分野は地域のイメージアップを図るとともに、住民と来訪者の間に新たな交流をもたらし、幅広く産業を活性化させる側面を有していることから、関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図りながら積極的に推進していくことが重要である。

本町の観光施設「道の駅てしお」では、「購買環境の強化による商業振興」及び「情報発信力の強化による地域情報拠点化」を目的としたリニューアルを実施し、道の駅を訪れる観光客へ町の特産品の PR や観光情報の発信力を高める取組を実施してきた。今後は、道の駅の情報発信力をさらに高めながら、天塩川河川公園をはじめとした観光施設や、天塩の雄大な自然環境で育まれた豊富な食資源をさらに磨き上げ、来訪者を増加させていくことで、観光がもたらす経済波及効果を最大化し、地域活性化に寄与する仕組みづくりを推進していく必要がある。

また、町内においても天塩町の観光の在り方について議論を深め、産学官が連携し、観光産業の育成や天塩町の豊かな観光資源をコーディネートできる観光人材の育成に積極的に取り組んでいく必要がある。

観光客施設利用状況　　（各年度末人数）

年度	鏡沼海浜公園	川口遺跡風景林	歴史資料館	てしお温泉	道の駅	合　計
H26	13,241	317	1,154	67,922	157,704	240,338
H27	13,922	289	1,603	61,314	129,879	207,007
H28	13,706	244	1,025	56,626	132,756	204,357
H29	12,228	310	1,049	51,290	134,273	199,150
H30	12,268	322	1,148	52,211	123,632	189,581
R 元	13,429	243	1,296	70,512	324,505	409,985
R2	8,416	201	640	43,505	253,506	306,268

カ）港湾

天塩港は、昭和 28 年地方港湾の指定を受け、地域産業を支える物流の拠点として重要な役割を担っている。また、港の背後地には、海浜公園として散策路やキャンプ場などが整備され、観光やレジャーの拠点となっている。

主要取扱貨物である天塩町周辺から採取される砂は、天塩港から主に道央方面の建設資材原料として移出しており、天塩港の特性上、漂砂による航路埋没が著しい状況にあることから早急な対応が必要とされている。また、小型船溜まりを利用する船舶の安全航行確保を目的とした導流堤の老朽化が著しく、航路埋没と同じく早急な対応が必要とされている。さらに、稚内港から定期運航されている利礼航路が、流氷等で閉ざされた場合の代替港としての役割を果たすべく、緊急的に利用できる環境を整えていく必要がある。

今後も、関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図りながら利便の高い港湾整備を図るとともに、酪農・畜産・公共事業関連の貨物増対応をはじめ、関連企業・施設誘致などの売り込みやプロモーション、係留施設の整備や港湾荷役の合理化を図る必要がある。

（2）その対策

本町における産業振興促進のため、関係機関・近隣市町村との連携・情報交換を図りながら、各産業分野において次の対策を実施する。

ア）農業

○農業・農村を支える意欲ある人づくり

・農業後継者の育成・確保
・新規参入者の受入、農業研修生、実習生の募集
・女性農業者の経営参画の促進
・法人経営の育成
・高齢者活動の促進
・指導農業士・農業士活動の促進
・各組織活動の促進、リーダーの育成
・パートナーとの出会いの場の創設

○持続可能な農業の推進

・生産の向上、農業所得の拡大
・生産方式の改善
・農業支援システム（農作業受託組織等）の育成
・農業経営者の生産技術の向上、労働環境の整備
・環境と調和した農業の促進
・野生鳥獣による農業被害防止対策の促進

○優良農地の確保・整備と効率的な活用

・担い手への農地利用集積の促進
・生産基盤の整備、維持管理

○快適で豊かな農村づくり

・地産地消や食育を通じた消費者との結びつきの促進
・高付加価値化、6 次産業化の促進
・老後の生きがいづくり、ゆとりある生活の促進
・農村環境づくりの促進
・観光と農業がタイアップしたまちづくりの推進

イ）林業

○多様な森林の整備

・人工造林、天然林改良及び保育管理の推進
・林道及び基幹作業路の整備促進

・計画的な森林施業の推進

○活力ある林業経営の展開と森林環境譲与税の活用

・森林経営計画の策定推進

・民有林施業の負担軽減

・林産資源の付加価値化の検討

・林業の担い手育成の推進

・森林環境譲与税の有効的活用

○魅力ある森林づくり

・森林を活用したまちづくりの推進

・保健とレクリエーション活動の推進

・森林を活かした自然体験学習の推進

ウ）水産業

○漁業生産基盤の整備

・漁業関連施設の整備促進

・漁場保全と造成の推進

○栽培・養殖漁業の推進

・魚介類の増養殖事業の推進

・資源保護と育成対策の推進

・栽培漁業技術の開発推進

○たくましい漁業経営の展開

・生産コストの低減や効率的な操業の推進

・漁業士などリーダー人材育成と担い手の確保

・水産物の付加価値化と地域ブランド化の推進

・水産物の販路開拓・拡大の促進

エ）商工業

○経営基盤強化と魅力ある商店街づくり

・各種融資制度を活用した経営基盤強化

・地域振興及び経営改善に係る財政支援

○活力ある地場産業の育成と振興

・設備の近代化及び経営体質の強化

・商品開発や人材育成への活動支援

・地産地消（商）の推進

・異業種間連携による産業活性化

○多様な就業環境の創出と企業等の誘致

・労働者・雇用対策の推進

・新たな地域資源の発掘・検討

・新分野進出や企業等の誘致・推進

○地域資源を活かした特産品開発

・地域資源を活用した商品開発の推進

・新規物産開発への支援

○販路開拓及び拡大の推進

・物産展、物産関連イベントの参加促進

・都市部のアンテナショップ等への出店

・販売者との連携支援

○地域内消費の促進

・魅力ある店舗づくりの推進

・販売力、サービス力、集客力の向上支援

○消費流入の促進

・観光客による消費流入促進

・特産品等の販路拡大

○人材育成と新たな活力創出

・担い手確保及び若手経営者の育成

・起業の促進

○商店街の整備

・利用者の利便性向上

・景観向上、環境美化の推進

○商店街機能向上とにぎわい創出による活性化

・アンテナショップ設置によるコミュニティ機能向上

・イベントによる商業地域の活性化

○店舗間連携の推進

・連携協力による営業の推進

・個店と大型店が協調した環境づくりの推進

○買い物弱者への連携した対応

・買い物をしやすい環境づくりの推進

オ）観光

○多様化する観光ニーズの的確な把握

・顧客に対応した宣伝の推進

・ニーズ調査の実施

○地域特性を活かした滞在型観光の推進

・体験プログラムの充実

・受入体制の整備

○天塩ブランドの確立と観光メニューの充実

・地域特産品の開発

・食、学び、癒し、遊びなどの観光メニューの多様化

○観光基盤の整備と観光人材の育成

・観光案内看板の集約化

・観光資源をコーディネートできる人材の育成

カ）港湾

○国直轄港湾整備事業の推進に向けた要請活動

○港湾施設の整備及び補修

○港湾施設の予防保全対策

○各種事業関連の一般貨物の取り扱いに係る関係機関との情報共有・拡大推進

○天塩沿岸海岸保全計画における海外侵食対策の促進要請

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
2　産業の振興	(1)基盤整備			
	農　　業	道営草地畜産基盤整備事業 草地造成・暗渠排水	国	
		明渠排水維持管理事業補助事業 明渠排水整備に伴う愛護組合補助	組合	
		農地排水設備整備事業 泉源地区コルゲート整備	町	
	林　　業	民有林振興事業 民有林の下刈に対する補助	町	
		町有林保育事業 下刈	町	
		町有林造林事業 植林	町	
		町有林伐採事業 間伐	町	
		未来につなぐ森づくり推進事業 アカエゾマツ造林補助	組合	
	水　産　業	トド被害対策支援補助事業 刺網購入に対する補助	組合	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(3)経営近代化施設 水産業	漁業近代化資金利子補給事業 漁業者の漁業施設整備拡充に対する利子補給金	組合	
	(4)地場産業の振興 加工施設	地域資源開発交流施設整備事業 地域の加工場整備	町	
	(9)観光又はレクリエーション	観光案内板設置事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	しじみ資源保護対策事業 パンケ沼底質改善（覆砂）補助	組合	
		有害鳥獣駆除事業 有害鳥獣捕獲・死体処理委託 狩猟免許等取得補助	町	
		酪農ヘルパー補助事業 酪農ヘルパーに対する人件費補助	町	

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
		畜産振興対策事業 　乳牛検定組合、乳牛共進会等に対する補助	組合	
		営農担い手対策事業 　営農担い手対策協議会負担金	協議会	
	観　　光	観光対策補助事業 　各種イベント、観光協会事業補助	実　行 委員会	観光対策補助事業は、本町の交流人口拡大に欠かせない事業であり、当該施策の効果が将来に及ぶものである。
	(11)その他	多面的機能発揮促進事業 　農地維持支払、資金向上支払	町	
		中山間地域等直接支払交付金事業	町	
		温泉保養施設改修事業 　機械類等の更新整備	町	
		情報交流センター改修事業	町	
		天塩港湾建設事業 　航路埋没浚渫・北導流堤改良・防波堤西外延伸	国	

（４）産業振興促進事項

産業振興促進事項に掲げる取組については、天塩町全域において令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで行うこととする。

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
天塩町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当該業種の振興促進のために実施する事業内容については、上記３．産業の振興（２）その対策及び（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）のとおりである。

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

【観光施設】

観光施設については費用対効果の面から施設のあり方を検証するとともに、サービスの向上、維持管理コストの削減に向けて、民間活用の可能性について検討する。

なお、「道の駅てしお」は商工会に管理運営を委託し、テナントの民間への貸出を行っており、「てしお温泉夕映」については指定管理を導入している。これら民間との連携・協力をいっそう進め、サービス向上とコスト削減に努める。

町の産業活性化のための基盤施設として今後とも必要であり、現在の建物については日常点検の実施と不具合報告に適切に対応することで建物の長寿命化を図る。

なお、一部施設の使用頻度が少ない現状については、将来的な施設のあり方について検討を進める。また、施設管理については、民間との連携推進、施設の指定管理のほか、ＰＦＩ、貸付・譲渡など最適な方法について検討する。

4．地域における情報化

（1）現況と問題点

1990 年代から 2000 年代にかけての ICT（情報通信技術）の急速な発展とインターネットの普及により、個人が大量の情報を瞬時に獲得できる時代が到来し、人・物・情報のグローバル化の進行とともに情報通信は現在の日常生活・経済活動には欠かせないインフラとなっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大により行政分野におけるデジタル化及び地域における情報インフラ整備の遅れが顕在化し、感染症拡大防止の観点からもデジタル化社会の実現に向けた情報施策の改革が必要となっている。

2020 年 12 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、地域におけるデジタルトランスフォーメーションの推進が求められている。

本町は、平成 24 年の市街地区への光ファイバー通信網整備以降、その他集落への整備が見送られている状況であったが、これら社会情勢や生活スタイルの変化を機として、令和 2 年に未整備地区への光ファイバー通信網の整備に着手している。また、各公共施設への公衆無線環境の整備についても合わせて着手し、地域の情報化の推進を図っている。

これら整備により、インフラ面での地域間情報格差の是正が図られることから、行政サービス等のデジタル化による住民の利便を向上させる施策の推進が必要となる。また、70 歳以上高齢者のスマートフォン等の情報通信機器利用割合が低い傾向にあり、若年層との世代間でサービス等情報化に起因する格差が生じる懸念もあることから、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境整備もまた必要である。さらに、一部地域において携帯電話不感エリアが存在することから、解消に向けての民間企業等と協働した取組が求められる。

地域における情報化の推進は、IoT（モノのインターネット）・ロボット・AI（人工知能）・ビッグデータ等の先端技術を産業・生活へ取り入れ、経済発展と社会的課題解決を両立する新たな社会「Society 5.0」の実現に必要不可欠なものであり、ICT を根幹とする未来技術の活用推進は、感染症をはじめ激甚化する災害に対するレジリエンスの向上や産業・教育・地域の活性化など、多様な面から人々の暮らしの質を向上させる大変重要な分野であることから、国や北海道と連携した推進体制整備が求められる。

（２）その対策

○通信インフラの整備

・通信インフラ整備の推進

・民間企業等との協働の推進

○先進技術の活用

・技術（情報）の提供

・企業向け ICT 利活用の推進

・ICT を活用した各種施策の促進

○デジタルデバイドの解消

○情報技術教育の充実

・高齢者向けスマートフォン操作講習会の実施

・犯罪等の被害防止（セキュリティ）意識の啓発

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3　地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災無線等設備整備事業 町内への防災等情報発信設備の整備	町	
	その他情報化のための施設	高度無線環境整備事業 町内への光ファイバー及び高度無線環境の整備	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

5．交通施設の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

ア）道路・交通体系

道路は、産業振興や住民生活、地域間交流の促進など、豊かな地域社会を形成する上で欠かすことのできない社会資本である。

本町の交通網は、北東部を横断する国道 40 号線（延長 24.7km）、西部を縦断する国道 232 号（延長 22.1km）のほか、道道 6 路線（総延長 60.5km）があり、219路線（総延長281.7km、うち改良181.5km〔64.4%〕、舗装121.4km〔43.1%〕）の町道を管理している。道路網は、近隣市町村との一体性の確立には不可欠な要素であり、また、道路防災対策として、異常気象など有事の際でも通行可能となるような道路ネットワークの構築及びレジリエンス向上を図る必要がある。

町道の整備にあたっては、緊急性や損傷度などを考慮しながら実施しているが、今後も交通量などを考慮して、交通の円滑化と歩行者の安全を確保するための総合的な道路環境整備を計画的に実施する必要があるとともに、除排雪についても、冬期間の住民生活及び産業活動を支えるための効率的・効果的な除雪体制を維持することが必要である。また、町が管理する橋梁については、全 100 橋があり、約半数が 1970 年代以前に建設されたもので、管理橋の老朽化に対応するための予防保全型の修繕を長寿命化計画等に基づいて継続的に実施していく必要がある。

国道や道道などの広域的な幹線道路網の整備については、令和 2 年の天塩大橋開通をはじめとした国道 40 号天塩防災事業が進捗しているが、幹線道路の整備は、交通利便性の向上だけに留まらず、産業・医療・観光・物流その他経済活動と安心・安全な住民生活を支える大変重要な要素であるため、国・道への整備促進については継続的に働きかける必要がある。

本町の公共交通は、生活交通路線バスや札幌市とアクセスする都市間バス、町内の各集落と病院・保養センターを結ぶ地域医療バスが運行されており、中・高校生の通学や住民の通院などに欠かせないものとなっている。しかし、人口減少や新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化に伴う公共交通機関の利用低迷を受け、バスの輸送人員も減少している現状にある。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、持続的な地域の公共交通網の形成に資する「地域公共交通計画」の策定が努力義務化され、地域公共交通の現状・課題の洗出しと地域の実情に合わせた持続可能な公共交通事業展開が求められている。今後は、管内等の生活圏を含む地域間幹線の広域的な視点と、町内各集落を結ぶ地域的な視点に立って、公共交通の利便向上とその効率的な運行について、地域のニーズや鉄道等の交通結節点とのアクセスの配慮も図る必要がある。

イ）交通安全

本町における交通手段は、全面的に道路交通に依存している状況にある。町内には、国道 2 路線、道道 6 路線が走り、日本海交通の要衝になっていることから、関係機関・団体などの協力を得て、街頭指導や青空教室など、交通安全思想の普及につとめているが、交通事故は依然として後を絶たない状況にある。

今後も、子どもや高齢者などいわゆる交通弱者の安全確保のため、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全に対する町民一人一人の意識高揚を図り、町民総ぐるみで交通安全運動を実践していく必要がある。

（２）その対策

○計画的な改修・維持管理

・道路ストックの整備及び補修等による適切な道路維持管理

・道路の定期的な点検と道路ストック確認の実施及び損傷程度や対策必要性の評価の実施

・点検結果、補修履歴などの各データの蓄積

・道路の長寿命化を図るため、効果的な対策の実施

・橋梁長寿命化計画に基づいた適正な修繕等による道路網の安全性及び信頼性の確保

○冬期間の交通機能の確保

・適正な除排雪作業の実施

・計画的な除排雪機械等の更新

・安全で快適な冬季交通の確保

○国道や道道などの広域的な幹線道路の整備促進

・整備促進に向けた要望活動の継続的な実施

・関係機関との道路状況に係る情報共有及び連携の強化

○路線バスの維持・確保

・路線バスの維持・確保対策のための財政効果及び乗車率の研究及び検証の実施

○町内交通網の整備と公共交通の利便向上

・地域公共交通の実態調査

・デマンド交通など持続可能な地域交通の検討

・地域公共交通の利便性の向上

○期別交通安全運動の実施

・新入学児安全啓発の実施

・4 期 40 日間交通安全運動の実施

○巡回広報及び各啓発活動の推進

・天塩町交通安全運動推進協議会への協力支援及び協働

・その他関係団体等との連携強化

○高齢者、幼児・児童・生徒に対する交通安全教室の実施

○飲酒運転根絶を図るための取組の実施

・事業所及び飲食店への訪問啓発活動の実施

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	町道補修整備事業 補修整備	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画事業 点検、補修整備	町	
	その他	道路区画線引事業	町	
		防雪柵取付取外事業	町	
	(8)道路整備機械等	除雪機械整備事業 除雪トラック グレーダー 除雪ドーザー	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	天塩町交通費助成事業 市街地以外の町民に対する交通費助成	町	
		代替輸送確保対策事業 生活路線等維持補助事業	町	
		持続可能な公共交通網形成事業 利便向上を図る公共交通網の形成	協議会	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

【道路】

計画的な道路の改修・維持管理により、安全で安心な道路機能の確保と構造物のライフサイクルコストの縮減を図る。

そのため、道路の定期的な点検と、ストック確認を実施し、損傷程度および対策の必要性などを評価する。点検結果、補修履歴などのデータを蓄積することで、計画的な改修・維持管理の検討資料とする。また、早期に道路施設の損傷を発見し、必要な対策を効果的に実施することで道路の長寿命化を図る。

【橋梁】

橋梁については、管理橋の老朽化に対応するため、従来の「事後保全的」な対応から「予防保全的」な対応に転換を図るとともに、橋梁長寿命化修繕計画により修繕及び架替えに係る費用のコスト縮減を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保する。

そのため、日常的にパトロール・清掃などを実施するとともに定期的に点検を行う。また「橋梁長寿命化修繕計画」において長期的なコストを検討したうえで適切に修繕を進める。

6　生活環境の整備

（１）現況と問題点

ア）水道施設

本町の水道は、平成 28 年 4 月に「天塩町簡易水道事業」として、それまで 3 地区の簡易水道（市街地区［昭和 43 年認可］、雄信内地区［昭和 46 年認可］、泉源産士地区（振老地区簡易水道［昭和 46 年認可］と泉源産士地区専用水道を平成 18 年に統合し、現地区名に至る））を統合し運営している。市街地区と泉源産士地区では、当初より表流水（貯水池）を水源としていたが、平成 22 年 8 月の大雨による水道施設の大きな被害と断水の発生を踏まえ、平成 27 年 3 月、地下水を水源とする新更岸浄水場を建設し供用を開始している。また、平成 29 年度から市街地区と同じく地下水を水源とする新泉源浄水場の建設工事に着手し、平成 30 年度に供用を開始している。今後は、老朽化した管路・水道設備の計画的な更新を図るとともに、安全でおいしい水道水の安定的な供給体制の維持に努めながら、水道事業会計の健全な運営が継続的に図られるよう取り組む必要がある。

イ）下水処理施設

本町の下水道は、平成 7 年に市街地中心部を対象として事業を実施し、終末処理場である天塩クリーンセンターについては平成 12 年 5 月に供用を開始した。平成 19 年度をもって下水道整備が完了し、天塩町下水道処理区域について 90.9%の水洗化率（令和元年度末）となっている。現在、ストックマネジメント計画に基づき処理機器の計画的な更新を実施し、安全・安心に下水道を利用できる環境維持に努めている。施設等の維持管理については、計画に基づく点検・調査・補修による事故防止に努め、下水道事業の健全な運営が継続的に図られるよう取り組むとともに、引き続き公衆衛生の向上、快適な生活環境や自然環境の保全を図るため、公共下水道の接続と合併処理浄化槽の普及を推進する必要がある。

ウ）廃棄物・し尿処理

本町におけるごみ処理については、家庭から排出されるごみは、西天北五町衛生施設組合による一括委託収集により処理しており、分別収集による埋め立てと再資源化を基本に処理を行っている。今後もごみの軽量化と資源のリサイクル化に取組み、環境への負担軽減を図っていく必要がある。し尿については西天北五町衛生施設組合による共同処理を行っており、公共下水道の普及や個別の合併浄化槽の整備などにより処理量が減少してきている。今後も、快適な居住環境を確保するため、水洗化の普及促進と浄化槽の整備を促進することが必要となる。

持続可能な生活環境整備のため、地域特性に応じた循環型社会の形成に資する施策の推進を、町民・事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組むことが必要である。

エ）火葬場・墓地施設

本町の火葬場は、昭和 42 年開設以降、改築・修繕等の老朽化対策を実施してきたが、施設の劣化状況や時代の変化に伴う葬送スタイルの変遷を受け、近隣との広域的な火葬場建設を視野に入れた検討・協議を重ね、令和元年 8 月に「遠別町・天塩町共同斎場」を建設し運用が開始された。今後は、遠別町・天塩町共同斎場管理運営協議会による計画的な施設管理と効率的な事業運営に努める必要がある。

本町の墓地は、墓地建立需要の高まりから計画的な区画造成が行われてきたが、近年の人口減少や都市部への人口一極集中の影響を受け、墓地区画の新規申込者は年々減少傾向にある。また、祭祀承継者の転出や永代供養・墓じまいの増加から、墓地区画の返還や改葬手続は増加傾向にあり、時代に合わせた区画整備の検討が必要となっている。

オ）消防・防災

本町では、昭和 48 年に設立した広域組織である北留萌消防組合により、消防機能の効果的な運用に努めている。令和 2 年の天塩支署の出動状況は、総出動 145 回、延隊員 419 人で、天塩町消防団は、2 回、97 人となっている。火災の発生原因は、その多くが火の不始末であり、町民一人一人の防火意識の高揚が、火災予防と防火体制の強化につながり、複雑多様化する火災に対応できる消防体制の確立へと繋がることとなる。また、災害発生時の多大な被害を防止するためにも、消防設備の一層の充実が必要となる。また、救急業務については、救命率を高めるため、救急救命士 10 名を配置して救急体制の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化に伴い、感染症に対応した救急資器材の整備を実施した。

近年は、地球温暖化や異常気象などに起因する激甚化した自然災害が全国各地で発生している状況から、予測を上回る災害から住民の生命・財産を守る防災体制の整備が必要である。今後は、防災関係機関との連携体制の充実を進め、災害時情報伝達手段の充実を図るとともに、防疫面を考慮した避難所設営・備品の整備や防災訓練等の地域住民の安全な避難行動を確保するための取組を継続的に実施していくことが必要である。

消防体制状況

常　備　消　防　組　織				
消　防　署　等　名	管轄区域	人員	消防ポンプ自　動　車	小型動力ポ　ン　プ
北留萌消防組合消防署天塩支署	天 塩 地 区	12人	1	2
北留萌消防組合消防署天塩支署雄信内分遣所	雄信内地区	1人	1	-

消　　防　　団			
分　団　等　名	団員数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ
北留萌消防組合天塩町消防団　本　部	11	–	–
第1分団	24	2	–
第2分団	25	–	1
第3分団	17	–	1

カ）居住環境

本町における住宅の現況は、官公署が多いことから給与住宅も多く、持家は 835 世帯であり、全世帯の 57.0%（平成 27 年国勢調査時点）となっている。住環境整備に対する支援として、町内における居住環境の向上を目的とした住宅リフォーム支援事業を実施し、持ち家住宅に対する増築・改築・修繕等に対する支援を行っている。しかし、都市部への転出等の人口減少に伴い市街地における空き家・空き地が増加傾向にあることに加え、町内に民間の不動産事業者が存在しないため、市街における宅地の効率的な活用が困難な状況となっている。今後は、これら課題の解決策となる施策や持ち家建築を促進させるインセンティブ措置など、定住化を推進する施策を検討していく必要がある。

本町の公営住宅戸数は全 330 戸であり、現在は 261 戸が入居していて入居率は 79.1%である。人口減少に伴い入居率が減少していることから、今後は、社会情勢や世帯構成の変化等に対応した良質な公共賃貸住宅を運営するため、天塩町営住宅長寿命化計画に基づく計画的な老朽住宅の更新をはじめ、適正な維持管理を図る必要がある。

本町は、天塩川河口に市街地を形成しており、その豊かな自然と眺望を活かした公園が市街地外周を囲むように配置されている。住民のスポーツやレクリエーションの場として、設備の充実とともに効率的な維持管理体制を確立することが課題となっており、地域と連携した設備整備・管理について検討する必要がある。

（２）その対策

ア）水道施設

○簡易水道の整備

・良好な水源の保全と水質管理の徹底

・老朽化した施設（管路・配水池等）の計画的な更新

・中長期的な施設の資産管理及び経営の適正化

イ）下水処理施設

○下水道の整備促進

・「天塩町下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な施設更新

・施設のライフサイクルコストの最少化と維持管理費の平準化

○合併浄化槽の設置及び転換の推奨

・設置経費に係る補助制度の周知及び支援

ウ）廃棄物処理

○適正なごみ処理の推進

・ごみの減量化、再資源化の励行

・ごみ分別の徹底

・ごみ分別意識の啓発活動の実施

○し尿処理施設の充実

・し尿処理施設の適正な運営・管理

・汚泥収集及び処理体制の維持・確保

○生活排水処理意識高揚のための取組

・広報啓発活動の実施

○環境監視及び指導の徹底

○ごみの減量化

・広報誌やホームページ等によるごみ分別意識の啓発促進

○不法投棄防止対策の推進

・不法投棄監視パトロールの実施

・不法投棄箇所への抑止看板の設置や広報の実施

エ）火葬場・墓地施設

○火葬場・墓地の整備充実

・共同斎場の計画的な維持管理及び設備の充実

・墓地区画の維持管理と区画整備の検討

オ）消防・防災

○火災予防事業の推進

・火災予防意識の啓発

・防火予防講習会の実施

○防火講習、消防訓練の強化

・防火訓練の励行

○消防用資器材等の更新

・消防車両の更新

・消防救急資器材の整備

・消防庁舎の整備改修

○救急救命士処置拡大

・救急救命士配置拡充

・救急救命士資格取得者の拡大

・救急隊員の資質向上

○救命講習会等の充実

・救命講習会の実施

・救命意識の啓発

○AED（自動体外式除細動器）導入の普及促進

○危機管理体制の強化

○災害別対策マニュアルの整備

・各種災害種別に応じた的確な避難行動及び対策の研究

○自主防災活動の促進及び救命活動の普及

・自主防災組織の学習会等への支援

・自主防災組織体制の強化・推進

・事業所における避難行動マニュアル策定に関する指導・助言

○災害初動期強化のための訓練の実施及び支援

○指定緊急避難所、指定避難所の点検・整備

○情報伝達体制の整備

○地域防災力の向上

・防災教育の推進及び防災意識の啓発

・防災訓練の実施及び消防団活動の推進

○災害に強い地域づくりの推進

・業務継続体制の確立及び広域的連携の強化
・要配慮者に対する支援
・避難体制及び消防体制の整備・充実
・防災に関する施設等及び物資備蓄体制等の整備
・防災情報の収集及び提供
・孤立地区対策の推進

○応急体制の確立

・情報収集伝達体制の強化
・災害対策本部及び消防応急体制の確立
・避難対策及び救急医療対策の充実
・緊急輸送、物資供給体制の整備及び交通対策

○復旧対策の実施

・被災者の援護
・住宅対策及び災害廃棄物処理対策の推進

カ）住宅・宅地・公園

○公営住宅の整備・充実

・公営住宅の整備・充実
・公営住宅長寿命化計画の推進

○良好で快適な住環境整備

・需要に応じた宅地の確保・供給
・定住人口増加のための住環境整備
・町並みと周辺環境に配慮した景観形成

○公園・緑地の整備充実

・既存公園の効率的管理
・美しい景観、緑化の推進
・遊び場や遊具施設等の整備
・災害時等の避難空間の確保

○空き家対策計画の推進

・関係部局との連携強化
・地域住民参画の促進
・実態の的確な把握

○空き家の適正な管理の推進

・適切な管理がなされていない空き家等の把握及び周辺影響に対する対応

・問題建築物等の所有者等調査の実施
・問題建築物等の改善指導の徹底

○空き家等の活用促進

・空き家バンクの活用
・空き家等を活用した定住化施策の検討

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5　生活環境の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	簡易水道整備事業	町	
		泉源取水ポンプ設置事業		
		送水管・配水管更新事業		
		産士地区配水池新築事業		
		雄信内浄水場機械電気設備更新事業		
		水道管路等移設負担金		
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	クリーンセンター機械・電気更新事業	町	
		クリーンセンター建築改修		
		汚泥濃縮設備更新		
		脱臭設備更新		
		電気計装設備更新		
		用水設備更新		
		受変電設備更新		
	そ の 他	合併浄化槽設置整備事業	町	
		合併浄化槽設置に対する補助		
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場施設改修事業	組合	
		施設改修工事等負担金		
		旧塵芥処理施設除却事業	町	

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
	(4)火葬場	遠別町・天塩町共同斎場 　共同斎場管理運営負担金	協議会	
	(5)消防施設	消防施設・設備更新事業 　消防ポンプ自動車 　支署建築設備更新 　支署耐震化 　分遣所外壁改修 　水利整備 　消防資器材（サイレン・防火衣等）	組合	
	(6)公営住宅	公営住宅建替・改修事業	町	
		公営住宅解体事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 　生　　活	住宅リフォーム支援事業 　住宅の改修に対する補助	町	
	(8)その他	防犯防災拠点施設整備事業 　集落への防犯防災拠点の整備	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

【上下水道施設】

安全安心な水道水を安定的に供給すべく、水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、水道施設の現状を把握し老朽施設の計画的な更新に努める。

なお、水道施設の構造や設置時期などの施設データをまとめた「水道台帳」について、国（厚生労働省）の方針等を踏まえながら、台帳整備に取り組む。

下水道の維持管理水準を確保しつつ、下水道サービスを持続的に提供していくため、下水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、施設の現状を把握し老朽施設の計画的な更新に努める。

【公営住宅】

「公営住宅」は住宅セーフティネットづくりに向けて「天塩町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化が著しい公営住宅の計画的な建替えや改善・修繕を実施することとし、一部の老朽団地等については財政負担の軽減と居住環境の向上を図るため、入居者の集約移転や建て替え、老朽化した住棟の除却を進める。

7．子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）現況と問題点

ア）高齢者福祉

本町の近年における 65 歳以上の高齢者の割合は、令和２年 10 月 1 日現在で 37.1%に達し、５年間で約５％上昇している。全国的には 20 年後の令和 22 年にかけて高齢者人口はピークを迎えることが予測され、医療や介護の需要が高まるとして問題となっている。本町は、高齢化率は年々増加傾向にあるものの、令和２年度時点で高齢者人口のピークを迎えており、今後は人口減少と共に高齢者人口も徐々に減少に転じる推計値となっている。しかし、前述のとおり、高齢化率は年々増加傾向にあることから、医療や介護の需要が高まり続ける懸念がある。また、高齢者を含む世帯構成は年々増加傾向にあり、平成 27 年国勢調査値では 44.2%に達している。高齢者のみで構成される、高齢夫婦世帯、高齢独居世帯についても、一般世帯に占める割合は、高齢夫婦世帯が 13.7%、高齢独居世帯が 12.1%に達しており、令和 22 年には高齢夫婦世帯が 40.2%、高齢独居世帯が 19.6%となる推計である。これら高齢者を取り巻く数値の増加に付随し、要支援・要介護認定者数も徐々に増加しており、令和 2 年 9 月時点で認定率は 18.7%となっている。高齢者人口の減少に伴い認定者数・認定率ともに減少に転じることが見込まれるが、令和 22 年の認定率は 20%を超えると推計される。

これらの現状から、高齢者が住み慣れた地域で心身ともに健やかに生きがいを持っていきいきと自立した生活を送ることができるよう、「天塩町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく介護・福祉サービスの充実及び地域包括ケアシステムの推進を図ることが重要である。そのためには、介護サービスの基盤となる介護人材の育成・確保や日常生活へのきめ細やかなサポート、地域及び関係機関と連携した支え合い体制の構築を推進する必要がある。地域包括支援センターでは高齢者の心身状況に応じたケアや介護予防・生きがい活動支援の拠点とし、様々な分野で高齢者へのサポート事業を行っている。また、介護老人福祉施設及び老人福祉施設として、特別養護老人ホームやデイサービスセンター、ケアハウス、老人福祉センターなどを設置しているが、建設から相当年経過しているため老朽化が著しく、個別施設計画に基づく計画的な維持管理を図る必要がある。

高齢者人口の推移　（各年10月1日）

区　分	昭和60年		平成17年			平成22年			平成27年		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総　人　口	5,692	–	4,030	–	△29.2	3,670	–	△8.9	3,280	—	△11.0
60歳以上人口	1,088	19.1	1,293	32.1	18.8	1,351	36.8	4.5	1,357	41.4	0.4
60～64歳	323	5.7	237	5.9	△26.6	320	8.7	32.0	305	9.3	△4.7
65歳以上	765	13.4	1,056	26.2	38.0	1,032	28.1	△2.3	1,052	32.1	1.9

イ）地域福祉

少子高齢化や過疎化の進行に伴い、高齢者世帯の増加、コミュニティの希薄化など、地域を取り巻く社会形態が著しく変化し、地域住民の福祉に対するニーズが多様化している。時代とともに多様化する福祉ニーズに対して、行政単独による福祉サービス提供には限界があり、地域住民が主体となった福祉活動がこれからの地域福祉を支える重要な柱として期待される。地域福祉の活動を推進していくためには、地域住民それぞれがお互いを支え合うことが大切であり、地域住民は福祉サービスの「担い手」にもなり得「受け手」にもなり得る。

このことから、多様化する福祉ニーズに応えていくため、地域福祉の主導的役割を担う地域福祉団体を中心に、町内会をはじめとした各団体、地域ボランティアなど、地域福祉ネットワークを構築していく必要があり、今後も関係機関と連携しながら住民一人一人の福祉ニーズに応えるサービスを提供し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。また、ボランティア構成員の高齢化が進んでいることから、地域福祉に関する情報提供・各種講演・講習会などの住民意識の高揚を図るとともに、学校と連携した学生ボランティアの支援やボランティア組織強化などによる担い手の育成・確保についても推進する必要がある。

ウ）保健事業

町民の誰もが健康で幸せな生涯を送ることができる健康づくりを目指していくためには、町民一人一人が健康への関心を高め、身体的・精神的な健康の保持増進に努められる環境整備と、町民のニーズに応じた健康づくり活動の充実を図ることが大切である。今後は、急速に進む少子高齢化に伴い、多様な生活習慣を背景とする疾病の発症及び要介護者の増加による医療や介護にかかる費用負担が増大していくことが予想され、健康寿命の延伸を図る必要がある。本町では、「健康てしお21」を推進し、全てのライフステージにおいて、町民主体の健康づくり活動を展開してきたが、生活習慣病の発症・重症化に伴い日常生活に多大な影響を与えるケースが増加していることから、疾病の早期発見・早期治療につなげる取組が重要となる。今後は特定健診・特定保健指導の実施率の更なる向上を目指すとともに、令和３年度より新たに高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する仕組みを構築し、早期から高齢者の生活習慣病の重症化予防及びフレイルや認知症予防に取り組み、健康寿命の延伸を図っていく必要がある。また、感染症対策として、インフルエンザや麻しん風しん等の予防接種の充実や安心・安全な接種体制の構築を図るなど、接種率を向上させる取組も必要である。

近年では、病気への不安、育児・介護負担、経済的問題、人間関係の複雑化など

の社会的要因から「こころ」の健康問題が課題となっている。この背景を踏まえ、各関係機関との連携を密にし、生きることへの包括的な支援として「いのち支える天塩町自殺対策計画」に基づくメンタルヘルス対策や自殺予防への対策を強化する必要がある。

エ）子育て支援

核家族化の進行やコミュニティの希薄化などにより、子育てに関する地域のサポート力が弱まる中、女性の社会進出による共働き家庭の増加や生活の価値観の多様化によって、子育て期の親が抱える精神的・経済的負担は増大している。近年の多様化する子育てニーズに対応するためには、現状の的確な把握と地域社会全体で子育て家庭をサポートできる体制整備が必要であり、誰もが安心して子育てができる地域づくりが求められる。子ども・子育て新制度においては、子どものための教育・保育給付や子どものための現金給付、幼児教育・保育の無償化など、子育て家庭への経済的支援が行われている。

本町では、保育所型認定こども園を設置しており、子育て世代の多様なニーズへ対応できるよう幼稚園機能を含む、教育・保育体制としている。今後、低年齢児の入園希望による、待機児童防止策や、安定した保育運営のため保育士の確保・育成など、受入体制を強化する必要がある。また、こども園・へき地保育所開放事業、放課後児童健全育成事業（こがら児童クラブ）、子育て支援センター（あいあいくらぶ）、健やか応援団による託児の日開設など、親子が集い交流できる様々な子育て支援を行っているが、これら子育て支援事業を支える人材の確保・育成も課題となっている。

社会全体として、ひとり親家庭の増加や児童虐待などの問題が顕在化し、家庭における子育て機能の低下が懸念される中、本町は、誰もが安心して子育てができる地域づくりとしてスクールカウンセラー等派遣事業と子どもの居場所づくり推進事業を実施している。児童の健全な育成を見守る体制整備と気になる児童の対応や指導への助言、不登校に陥る前の児童に対する心のケアをはじめ、家庭環境、学校生活等に様々な困難や悩みを抱える子ども達に、食事の提供や学習支援、日常に係る相談支援ができる居場所を提供している。

これら施策に加え、令和 2 年度には子育て世代包括支援センターを設置し、子育てに関するワンストップ窓口として、教育・福祉など関係機関が連携した妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の強化を図っている。

今後は、人口減少に付随した若年層や子育て世代の減少が見込まれることから、持続可能で活力あふれる地域の実現のためにも、「子ども・子育て支援事業計画」に

基づく子どもたちの幸せを第一に考えた子育て支援体制・環境整備の充実が求められる。また、保育施設等の老朽化対策や各子育て支援事業の将来的な実施場所について、個別施設計画に基づきながら検討する必要がある。

オ）障害者（児）福祉

平成 18 年の障害者自立支援法の施行から今日まで、障害者基本法をはじめとする各種法令の整備と国連障害者権利条約の批准により障害者（児）をめぐる制度は目まぐるしく変化してきた。しかし、障害のある方を取り巻く生活環境は依然として厳しく、今後はさらに「生活のしづらさ」や「生活の質」にも目を向けた支援のあり方が求められている。障害のある人もない人も、お互いの個性を尊重しながら、自らが生まれ育った町で自分らしく、地域で役割を持ちながら生活をしていくためには、地域において必要な支援を受けながら社会参加・就労できる体制の構築が必要である。本町では、地域生活支援拠点機能の充実を図りながら、天塩町障害者自立支援協議会において障害者就労・生活支援センターや基幹相談支援センター等の関係機関と連携して障害者福祉に対する取組を進めているが、これまで以上に障害者の社会参加・就労についての課題の克服や障害への理解、障害者福祉に対する支援などへの取組が求められている。

子どもについては、心身ともに発達過程の途上であり、安易に障害の有無に関して判断することはできない状況である。どんな子どもたちにも無限の可能性があり、その子どもが持っている力と可能性を引き出し、伸ばすことは、将来自立した生活を送るためにも大変重要である。そのためには「障害」という目線で子どもたちを見るのではなく、子ども一人一人の「個性」に応じた適切な関わりを持つことが大切で、今後は、保健師やこども園、小学校等の教育機関との連携を密にし、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制を整備、保護者の想いに寄り添いながら、子どもの個性にあったサービスを提供できる体制を構築することが必要である。

カ）社会保障

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化によって、社会・経済が大きな打撃を受ける中、病気や失業などの個人的リスクからなる貧困を予防し、救い、生活を安定させるためには、社会保障制度は極めて重要なセーフティーネットであり、社会全体として維持継続していくことが必要である。生活困窮者は、不況などの影響を受けやすく、社会的に弱い立場にあることが多いことから、関係機関と連携し、要保護者の把握につとめ、制度の適正な運用とあわせて就労支援など、自立に向けた相談・指導を推進する必要がある。

少子高齢化が進むことからも、医療及び介護における保険給付や年金支給額が増加することが予測され、安定的な運営と持続可能な社会保障制度となるよう、それぞれへの対応が求められている。国民健康保険においては、平成 30 年度から財政運営を都道府県が担うこととなり、保険料（税）の地域格差の是正を図っている。また、介護保険制度と同様に保険者自らの努力によって保険給付の適正化に資する取組や、介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう地域全体がサポートし合える医療・介護・福祉・地域が一体的となった地域ケアシステムの構築が求められている。後期高齢者医療保険においては、2 割負担の創設の検討や保険料額の見直し、高額療養費の引き上げなど、社会保障制度として今後とも継続可能な制度とするべく各世代間の負担の公平性を図ることが求められている。

（2）その対策

ア）高齢者福祉

○共に支え合う地域づくりの推進

・社会参加といきがいづくりの推進

・支え合いの仕組みづくり

・地域による支え合いの推進

・地域における介護予防活動の担い手の確保及び育成の推進

○高齢者福祉サービスの推進

○福祉施設の計画的整備

・個別施設計画に基づく福祉施設の計画的維持管理

○介護保険事業の推進

・介護サービス事業者との連携強化

・介護従事者の人材確保及び充実の促進

・介護サービスが円滑に提供できる体制の構築

○地域包括ケアシステムの充実

・認知症施策の推進

・介護予防事業、総合事業の推進

・相談、支援体制の強化

・在宅医療介護連携事業の推進

・地域ケア会議の充実

イ）地域福祉

○地域福祉の啓発促進

・地域福祉への自主的参加の促進

・福祉制度や活動の情報提供

○地域福祉推進体制の確立

・社会福祉協議会の組織強化と連携機能の充実

・福祉関係団体の育成強化

・地域のネットワークづくりの推進

・地域福祉計画の策定検討

○ボランティア養成及び地域福祉の担い手確保

・地域福祉リーダーの養成

・ボランティアの発掘・養成

・子育てボランティアの担い手確保

ウ）保健事業

○町民主体の健康づくり活動の推進

・「健康てしお 21」の推進

・行政・関係機関・町民が協働した健康づくり活動の実施

・生活習慣病改善のための情報提供と普及啓発

・食育推進活動の充実

・教育委員会や民間と連携した運動に取り組みやすい環境づくり

○感染症等の疾病の予防

・定期予防接種、任意予防接種に係る助成の拡充

・受けやすい予防接種体制の整備

○こころの健康づくりの推進

・自殺対策計画の推進

・ゲートキーパー研修の開催

・内部・外部関係機関との連携

・支援体制の整備

○特定健診・基本健診の充実

・未受診者の掘り起こしと受診勧奨

・IT を活用した申し込みの受付

・重症化早期発見のための二次検査の実施

・健診事後フォローの充実

・町外で受診する健診の助成

○がん検診の充実

・受診しやすいがん検診体制の整備

・節目年齢に対する個別案内

○乳幼児健診等の充実

・乳幼児健診の充実

・健診事後フォローの充実

・関係機関との連携強化

○健康相談の充実

・定例・定例外健康相談の実施

・町内会や各団体、事業所等での健康相談の実施

・若い世代が相談しやすいメール等での健康相談の実施

・各種相談窓口の周知

○保健指導体制の充実

・特定保健指導及び健診結果説明会の充実
・保健師、施養士等の専門職保健指導スキル向上と体制整備

エ）子育て支援

○保育サービスの充実

・子育て支援センター事業の充実
・預り保育の推進
・親子交流に関する事業の推進

○切れ目のない子育て支援体制の充実

・母子保健事業の充実
・スクールカウンセラー等派遣事業の継続
・保育・教育・医療・保健・福祉等の連携体制の強化

○親と子が孤立しない環境づくり

・子育て支援センターにおける親子の集まりの場の開催
・育児サークル等への支援
・子どもの居場所づくり事業の推進

○子育て不安の解消

・子育て世代包括支援センターの運営
・全天候に対応可能な遊び場の設置に関する検討
・一時保育等の子育て支援サービスの充実
・地域住民の自主的なサポート活動の推奨

○子育て世帯の経済的負担の軽減

・乳幼児等医療費助成の推進
・紙おむつ等ごみ指定袋支給事業の推進

○子育て支援サービスの充実

・放課後児童保育事業の充実
・地域子育て支援センター事業の充実
・子ども発達支援センター事業の充実
・リレーファイル活用の推進

○不妊や不育に悩む方への支援の充実

・不妊や不育に関する相談窓口の設置
・特定不妊治療に対する支援
・相談者へのプライバシーの配慮の徹底

○妊娠・出産に対する支援

・出産に係る支援の充実
・妊産婦に対する支援の充実
・妊産婦健診の助成等

○妊娠中のサポート体制の構築

・医療機関、消防署及び地域等との連携の構築

○ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実

・ひとり親家庭等医療費助成の推進
・児童扶養手当、その他資金貸付制度の周知及び受給申請等に係る事務円滑化

○関係団体等への支援

○ひとり親家庭等への支援環境の整備

・病児・病後児保育体制整備の検討

オ）障害者（児）福祉

○障害者の地域生活支援

・地域生活支援拠点を構成する有機的サービス連携の充実
・障害者の社会参加・雇用の促進に向けた啓発、支援策の充実
・障害者自立支援給付の円滑なサービス提供
・地域生活支援事業の充実
・法人後見センターの設立

○連携したサポート体制の構築

・基幹相談センターを中心とした相談支援体制の構築
・天塩町地域教育及び生活支援体制整備
・連携推進協議会を活用した福祉・教育機関の連携推進
・地域連携の中核となる子ども発達支援センター事業の推進

○共生社会の推進

・障害への理解促進・啓発活動の推進
・地域支え合いサロン活動の充実、施設整備の推進
・障害者の自主的活動に係る支援の推進

カ）社会保障

○国民健康保険

・保険給付費適正化対策の推進
・特定健康診査受診率の向上対策の推進
・保険税収納率向上に向けた徴収対策の強化

○介護保険

・保険給付費適正化対策の推進

・保険料収納率向上に向けた徴収対策の強化

○後期高齢者医療

・収納率維持に向けた制度理解醸成対策の推進

○国民年金

・制度理解醸成対策の推進

・未加入防止と保険料納付の促進

○生活困窮者対策

・相談・指導体制の推進

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	認定こども園整備事業 天井・床張替 ボイラー温水配管 給食配送車両更新 園庭遊具更新	町	
	(3)高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム整備事業 外壁・屋上防水・電気・設備改修	町	
		特別養護老人ホーム備品整備事業 ナースコール 滅菌庫 業務用洗濯機・乾燥機 汚物除去機 恒温高湿庫 食器洗浄機 温冷配膳車	町	
	老人福祉センター	老人福祉センター整備事業 電気・機械・暖房設備	町	
	そ の 他	デイサービス施設整備事業 外壁・屋上防水・電気・設備改修	町	
		ケアハウス整備事業 外壁・屋上防水・電気・設備改修	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		ケアハウス備品整備事業 温冷配膳車	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児等医療費助成事業 18歳到達後最初の3月31日を迎える者に対し、医療費を全額助成	町	
		未来を築く子育て応援事業 出産を迎える対象者に対し準備金及び祝金を支給	町	
	高齢者・障害者福祉	天塩町高齢者事業団体補助事業 高齢者事業団体に対する補助	町	
		除雪サービス委託事業 高齢者等への除雪サービス委託	町	
		老人クラブ運営費補助事業 老人クラブへの運営費補助	町	
		日常生活活動支援事業 高齢者・障害者への保養交通助成	町	
	そ の 他	ボランティアまちづくり事業 コーディネーター配置支援	協議会	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

【保健福祉施設】

高齢化が進展するなか、保健福祉施設の重要性は高まると考えられるが、新たな施設整備に伴う費用負担は困難な状況を踏まえ、現行施設の維持活用によるサービス確保を図ることとする。そのため、日常点検や不具合報告に対応し、予防保全的な補修・改修を行うことで施設の長寿命化を図る。町の人口維持と活性化にむけて、子育て支援の充実が求められている。支援機能の充実と行政コスト圧縮の両立を目指し、既存建物の活用や他施設との複合化など新たな建物整備を伴わない方策を積極的に検討する。

なお、「天塩町認定こども園」は「旧天塩保育所」に「子育て支援センター」の機能を含 めた複合施設となっている。旧保育所の建物に簡易な変更を加えることで対応しているが、機能に見合った建物の改善が求められる。

8．医療の確保

（1）現況と問題点

本町は、町立国保病院が町内唯一の医療機関として一般外来、入院患者の治療、各種検診などを行っている。

国保病院の診療科目は、内科・外科・小児科・整形外科・婦人科・眼科・皮膚科（現在休診中）となっており、常勤医１名をはじめとした総勢 64 名（うち、パート７名）の体制により運営が行われている。

また、本町を取り巻く環境として、公共交通機関の利便が悪く、住民の「足」の確保が困難な地域であり、冬期間には吹雪などの交通障害が発生し、「陸の孤島」となることもあることから、遠方まで行かなくとも地域で治療ができるよう人工透析や坑がん剤治療も近年開始している。

令和２年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、風邪様症状のある患者専用の発熱外来を設置し、一般の患者と動線を分けることにより感染拡大の防止に努めるとともに安心・安全な医療提供体制の確保を図っている。

病院施設については、平成７年度に現在地に移転し、医療施設の大幅な充実とともに、日々進歩する医療技術に対応するため医療機器の導入を図ってきたが、耐用年数が経過した機器の計画的な更新や、新たな機器の導入が必要となっているほか、建設以降大規模改修が行われていないため、屋上防水・外壁補修・発電設備などの各種施設設備、医師住宅等の修繕など個別施設計画に基づく計画的な更新が必要となっている。

医師の安定的な確保については、努力はしているものの地理的要因などから招聘は大変厳しい状況にある。

高度医療については、近隣の高次医療機関との連携により、搬送・治療の迅速化を図っており、引き続き関係医療機関との緊密なネットワークのもと、救急医療に万全を期していく必要がある。

（2）その対策

○適正な医療体制の確保

・医療従事者の安定的な確保及び適正配置

・適正病床の検討

○医療環境整備の推進

・医療・介護・福祉の密接な連携の推進

・近隣医療機関との連携推進

・医療機器、消防・防火設備等の計画的な更新

・医療従事者の知識・技術向上に向けた取組の促進

○運営改善の推進

・経費削減、低減に係る取組の促進

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
7　医療の確保	(1)診療施設			
	病　　院	町立病院施設整備事業 自動火災報知設備 受変電設備 屋上防水・外壁補修	町	
	そ の 他	医療機器等整備事業 病棟特浴用シャワーベッド 全自動総合血液学検査装置 超音波洗浄器 骨密度測定装置 高精度体成分分析装置 除細動器 低床ベッド エコー装置 放射線管理システム 放射線情報システム 尿自動分析器 ベッドサイドモニター FPD システム	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

【病院施設】

「国民健康保険病院」は町内における医療の基幹施設であり、今後ともその重要性は変わらない。安定的な医療サービスの提供と突発的な補修費用の発生を抑えるため、日常点検や不具合報告に対応した早期補修など適切な維持管理に努め、併せて建物の長寿命化を図る。また、「医師住宅」等についても医療スタッフ確保のために必要不可欠な施設であることから、病院同様に適切な維持管理と長寿命化を図る。ただし、住宅が使用に耐えなくなった場合は廃止とし、積極的な民間の活用を行う。

9．教育の振興

（1）現況と問題点

ア）学校教育

○小学校・中学校

学校教育は、生涯にわたる学習の基礎を培うため、児童一人一人の個性を大切にしながら、社会性や創造性、自主性を養う教育を推進するとともに、身近な自然や産業・歴史・文化に触れる体験を重視する地域特性を活かした教育が求められる。

本町には、小学校 2 校、中学校 1 校があり、児童生徒数は、小学生 126 人、中学生 71 人、合計 197 人となっており、それぞれの特色を生かした教育が進められている。少子化・過疎化による児童生徒数の減少に伴い、平成 27 年度には啓徳中学校が閉校となった。引き続き学校の規模適正化に取り組んでいく必要がある。

近年は、いじめや不登校、SNS によるトラブルなど、全国的に児童生徒の抱える問題は多様化しているため、児童生徒に対するきめ細やかな指導が求められている。また、障害のある児童生徒へのニーズに対応した取組や環境整備を行う必要があることから、インクルーシブ教育の構築・推進に向けて特別支援教育を着実に定着させていくことが求められており、本町内全ての学校において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図る必要がある。

さらに、近年の情報技術の発展による急速なグローバル化の進行にある中、ふるさとの文化や歴史を学び自己と地域のアイデンティティを養いながら、国際社会の一員としての自覚を持ち、主体的・積極的に行動できるグローバル人材の育成が求められている。

このような中で、学校が抱える課題も複雑化・多様化し、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められており、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、地域と学校の連携・協働を推進している。

そのほか、学校施設の３校については、各施設の劣化の進行状況等を見極めながら、「学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修・改善を図り、学校施設に求められる機能・性能・安全を維持していくことが重要である。

今後も、確かな学力と心豊かな人間性、健やかで創造性豊かな児童生徒を育てる教育を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化において整備した ICT 教育基盤を活用し、未来を生きる子どもたち教育環境の一層の充実に努める必要がある。

○高等学校

本町に設置されている北海道天塩高等学校は、昭和 23 年 10 月 30 日、北海道留萌高等学校天塩分校として設置認可され、昭和 29 年 3 月に道立移管となり、「身は健やかにたくましく」「清く正しく明朗で」「知性豊かな人となれ」を校訓に掲げ 60 年以上の長きにわたり卒業生を送り出している。しかし、本町及び近隣自治体の少子高齢化等による人口減少に付随して子どもの数も減少が続き、平成 13 年に第 1 学年が 3 間口から 2 間口に削減されて以降、現在では全学年が 2 間口となり、全校生徒数も徐々に減少傾向を続け 2 間口の維持も困難な状況にある。

本町周辺には、通学圏域にある高等学校は数少なく、天塩高等学校は、本町における若年層の流出防止や高校関係者の転入をはじめ、路線バスや地元商工業の利用による経済好循環など、地域の活力と持続的な発展には欠かせない存在である。特に、本町の将来を担う若者が町を離れ、地域で活躍する機会が減ることは本町にとって大きな損失であり、天塩高等学校の存続は地域活性化における喫緊の課題であるといえる。

地域と連携した魅力ある学校づくりへの取組として、生徒の視野を広げるための外国留学経験のある大学生や外国人との交流、高大連携事業の展開によるまちづくりへの参画、各種資格取得及び部活動への支援などを実施してきた。また、公設民営塾の開設や高等学校振興会との連携による都市部との学習格差の是正も図っている。今後も次代を担う若者の人材育成や都市部に劣らない環境の充実に努め、地域の特色と魅力ある学校づくりに取り組む必要がある。

小・中学校児童生徒数、学級数、教職員数等　（令和 3 年 5 月 1 日現在）

学　校　名	へき地級	学級数	児童生徒数	教員数	校舎面積	屋体面積	危険面積		給食施設	ｽｸｰﾙﾊﾞｽ	遠距離通学児童生徒数
							校舎	屋体			
	級	学級	人	人	㎡	㎡	㎡	㎡	箇所	台	人
天塩小学校	1	10	111	18	3,029	1077	−	−	1	2	11
啓徳小学校	3	6	15	8	392	822	368	0	(1)	1	6
計	—	16	126	26	3,421	1,899	368	0	1(1)	3	17
天塩中学校	1	6	71	16	3,322	1,161	−	−	1	2	15
啓徳中学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	6	71	16	3,322	1,161	—	—	1	2	15

イ）生涯学習

近年、情報化・国際化が進展し、ライフスタイルや価値観の多様化、少子・高齢化、科学技術の進歩など、社会・経済情勢の変化に伴い、心の豊かさや精神的充実が求められており、生活や地域の課題に対する学習意欲が高まっている。生涯学習を通して知識や技能といった個々の能力を高めることはもちろんのこと、地域住民とともに地域課題の共有、行動、検証を行い、住みよい地域づくりを目指し、地域の活性化を図ることが求められている。

本町においては、地域からのニーズを生涯学習の第 1 歩として捉え、多種多様な学習機会の提供に取り組み、時代の変化に対応できる人材の育成に努めており、今後変革し続ける社会においても対応できる力を身につけ、より心豊かで自分らしい生涯を送るために「学び」を個の学習だけで終わらせるのではなく、「地域での共同活動」に循環させることにより、地域の活性化を図る必要がある。また、地域が次世代の担い手を育てるという好循環に波及させることにも期待できることから、地域住民が「自立」の精神にあふれ、地域の課題を当事者として捉え、「共生」の精神を町民全体が共有し、地域課題の克服に取り組む体制整備を推進する必要がある。

引き続き、「いつでも、どこでも、だれもが」学ぶことができる環境整備に努めるとともに、教育関連機関をはじめ異業種間とも連携を図り、時代の要請に呼応した、学習機会や情報提供など推進体制を充実していく必要がある。さらに、高度情報化など快適で便利な生活環境の整備が進むなか、人とふれあう機会の減少など、人間関係や地域コミュニティ内での希薄化などが指摘されている一方、人や自然・文化とのふれあいや学びあいの中から学習の成果を活かし、住民が主体的に地域社会の活性化を図ろうという動きも広がりつつあることから、生涯学習の展開を図るべく、地域教育力の活性化や地域課題への取り組み方策を支援するなど、町民が主体的に参画する「人づくり」「まちづくり」を推進する必要がある。また、指導者の発掘・養成や他町村との交流、青少年活動の活性化をはじめ、学習活動の拠点となる関連施設についても整備が必要になっている。

ウ）生涯スポーツ

近年、様々な分野で、技術の高度化・情報化等の進展により、私たちに恩恵をもたらしている反面、身体的活動量の低下、人間関係の希薄化、精神的ストレスの増大や新たな職業病など、心身両面にわたり健康上の問題を生み出している。心身ともに健康で充実した生涯を送るためには、日常生活の中でそれぞれの目的、体力や技能力、性別、障害の有無など様々なライフステージに応じて、スポーツ活動に気軽に親しむことができる環境の整備が重要である。

本町では、余暇の時間の増大やスポーツに対する関心の高まりなどから、各種施設の整備や学校施設の開放、各種スポーツ活動への支援など、積極的にスポーツの定着を図ってきたところであるが、高齢化が進行している今日、自然を生かした健康の増進と無理なく参加できる体制づくりが必要になっている。また、子育て期等でスポーツに係ることができなかった者や、これまでスポーツに深く関わってこられなかった者にも視点を向け、地域の特性を活かしたスポーツの発掘・普及による新規スポーツ愛好者の獲得や、スポーツを通じた健康づくり体制を再度認識し啓発していくことも重要である。

このことから、今後も子どもから高齢者に至るまで地域住民がスポーツに親しみ、参加できる機会を創出するとともに、スポーツ活動に関する情報発信や、スポーツ大会やイベントの開催等を通じ、健康に対する意識向上や住民の主体的な参画意識醸成の促進、スポーツマンシップ精神の浸透を図る。また、スポーツ施設については、個別施設計画に基づく計画的な維持管理を行うことで、一層のスポーツに親しむ環境整備に努める。

社会教育・文化・体育施設の状況

施　設　名	設置年度	概　要
社会福祉会館	S44	1,408.53㎡　RC2F
社会福祉会館図書室	S45	112㎡
天塩川歴史資料館	H1	728.28㎡　組積造2F
ファミリースポーツセンター	S51	1,800㎡　RC2F　アリーナ918㎡
テニスコート（夜間照明有）	H4	4,337㎡　全天候型2面、準全天候型2面
弓道場	S53	594.45㎡　5人立
コミュニティ広場	S55	6,150㎡　遊具施設
町民野球場	S54	6,370㎡　両翼90m　本部席・バックスクリーン
町民サブ球場	H2	6,245㎡　両翼81m
町民ソフトボール場	H1	5,050㎡　両翼68m　夜間照明、本部席、運動広場
町民パークゴルフ場	H2	31,345㎡　27ホール　専用外灯
町民多目的広場	H2	12,586㎡　ｻｯｶｰｺｰﾄ(65×105)　陸上ﾄﾗｯｸ(300m6ｺｰｽ)
町民ゲートボール場	H2	5,081㎡ 5面　ダスト舗装
町民芝生広場	H2	3,191㎡　芝舗装
町民散策広場	H4	1,763㎡
町民自由広場	H2	5,378㎡　ダスト舗装
世代間交流センター	H8	362.88㎡　ゲートボール用　木造1F
町民プール（天塩）	S47	745.92㎡　6コース（25m×16m）
町民プール（雄信内）	S48	576㎡　5コース（25m×13m）
町民スキー場	S62	リフト1人乗、L=381.12m夜間照明、標高差74m
学校開放指定校	―	4校
天塩町社会教育会館	―	廃校した旧学校校舎（8校）を活用（一部冬期間閉鎖）

（2）その対策

ア）学校教育

【小学校・中学校】

○児童生徒数減少による学校規模の適正化

○学校施設長寿命化計画の推進

○スクールバス、通学交通体系の充実

○ICT 機器の整備・充実

○家庭教育支援の推進

・家庭教育に関する学習機会の充実

・家庭教育支援のための環境づくりの構築

○教員の養成・研修の一体的取組の推進

・教員研修の充実

・教員の ICT 活用指導力の向上を図る取組の推進

○学力向上に向けた検証改善サイクルの確立

・全国調査の結果を分析し、検証改善サイクルの確立を推進

・学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成・実施を支援

○町内小中学校の各学校間連携の支援

○地域の特性を活かした教育活動の推進

・身近な地域の自然環境や歴史施設等を活用した学習の支援

○通級指導の取組の支援及び充実

○特別支援教育環境の整備及び支援

・指導者（教員等）の適正配置

・指導者（教員等）の知識及び技能習得に係る支援の充実

・切れ目のない一貫した指導方法の確立と支援の充実

○グローバル人材の育成と環境整備の充実

・ふるさと教育の充実

・異文化交流への積極的参加の促進

・国際理解教育、外国語教育の充実

・コミュニケーション能力向上に係る学習活動等の充実

・姉妹都市との交流等を通じた国際感覚の育成

○情報化社会に対応できる教育の推進

・ICT 技術を活用した授業の展開

○外国語指導体制の充実

○キャリア教育の支援

・インターンシップの促進

○学校における体力向上の取組の推進

○学校と家庭との連携による通学も含めた「歩く」運動の取組の推進

○部活動等の外部指導者の活用支援

○指導者（教員等）の指導力向上の支援

【高等学校】

○知見を広める取組の推進

・国際的感覚の育成

・海外留学などの学生派遣事業の検討

・姉妹都市との教育・文化交流などへの支援

・インターンシップによる職域間交流の支援

・コミュニケーション能力向上の推進

・大学生との交流を通じた取組の推進

○技能習得に対する支援

・各種資格取得に関する支援

・ICT 関連知識、技術に関する支援

○学習機会の提供等

・公設民営塾運営の推進

・各種活動に対する支援

イ）生涯学習

○生涯学習活動の推進

・体験活動等の実践的教育の推進

・コミュニケーション能力の育成

・異世代間交流の場の設定

・地域文化、ご当地学、ふるさと教育の充実

○家庭・地域の連携、協働の推進

・家庭における教育支援の充実

・学校・地域の連携及び協働の推進

・子どもを見守るネットワークの構築及び強化

○学びを活かし、活動できる社会の実現

・コーディネート能力の育成

・活躍できる地域社会の創出

○団体活動の情報発信の推進

・SNS 等ネットワークの環境整備
・活躍、成果等の発信機会の設定

○幅広い連携・協働の推進

・学びの場、活躍できる場の設定
・ICT を活用した広域連携の推進

○地域力機能の向上

・地域コーディネーターの養成

ウ）生涯スポーツ

○生涯スポーツ活動の推進

・気軽に参加できるスポーツ活動の推進
・スポーツマンシップ精神の定着
・多様なニーズに対応したスポーツ環境の整備
・広域的な合宿の受け入れ体制の整備
・地域の特性を活かしたスポーツの発掘・普及
・計画的なスポーツ施設の更新

○青少年の健全育成

・地域スポーツ少年団活動の支援
・家庭における生活習慣の重要性に関する啓発
・学校スポーツ活動との連携及び協働

○スポーツ団体活動への支援

・自立した活動を継続的に運営できるための支援
・ファシリテーション能力の向上
・スポーツマンシップ精神の醸成
・他団体等との広域的な連携・協働に対する支援

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8　教育の振興				
	(1)学校教育関連施設			
	校　舎	啓徳小学校整備事業 校舎耐震化	町	
		天塩中学校整備事業 校舎屋上防水整備	町	
	屋内運動場	中学校体育館照明設備整備事業	町	
	教職員住宅	教員住宅整備事業	町	
	スクールバス・ボート	スクールバス整備事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	体育施設	町民プール整備事業	町	
		スポーツセンター整備事業	町	
		運動公園施設整備事業 野球場防護クッション・得点版	町	
		町民スキー場整備事業	町	

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	天塩高校通学費等助成事業 天塩高校通学への定期運賃助成	町	
		天塩高校通学対策事業 天塩-中川間通学バス運行委託	町	
		天塩高校振興会補助事業 入学奨励・学力向上・部活動支援	町	
		学力向上対策「公設民営塾」事業 学力向上・都市部との学習格差是正	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

【教育施設】

天塩中学校は建設から 24 年経過しており、劣化の進行状況等を見極めながら、改修・改善の計画について検討する。また、天塩小学校は、2014 年（平成 26 年）に改築の建築物であり、定期的な保守点検による異常等の早期発見に努める。

啓徳小学校は、地域にとっての主要な施設でもあることから、施設の将来的なあり方を検討した上で、改修・改善計画について検討を進める。

10. 集落の整備

（1）現況と問題点

集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしているが、本町の集落は、基幹集落としての天塩市街地区、主要集落としての雄信内地区を含む、大小あわせて計 25 の集落があり、それぞれの集落において主体的なコミュニティ活動が推進されている。しかし、人口減少が急速に進行する中で、集落戸数の減少や高齢化などコミュニティ活動が困難となっている集落も見受けられる。令和 2 年度末現在の一般集落のうち、人口が 30 人に満たない集落は一般集落全体の 56.5%と一般集落全体の半分以上を占めており、その内、人口が 10 人に満たない集落は 23.1%を占める。また、集落ごとの世帯推計では、20 年後の令和 22 年においては世帯数が 10 世帯に満たない集落が全体の 59.1%となり、 1 集落が消滅する推計となっている。

基幹集落及び主要集落には、商店や金融機関などの各集落の日常生活に不可欠な施設が存在するが、人口減少や後継者不足等の問題による施設の縮小など、日常生活環境への影響が懸念される。また、合わせて、空き家・空き地の増加による市街の空洞化や集落構成員の高齢化による地域を支える担い手不足など、集落人口・戸数の減少による様々な問題が顕在化する可能性がある。

集落ごとに積み上げられてきた歴史と地域特性を考慮すると、集落再編には慎重な判断が必要となるが、今後の人口推移とコミュニティ活動状況に応じ、コミュニティ組織の活性化や集落を支える人材の育成・確保をはじめ、人口減少に伴う様々な課題に対応できるような集落支援体制を構築していくとともに、地域住民が主体となった持続可能な集落形成を推進していく必要がある。

集落の現況

（令和３年３月31日）

番号	区　分	集　落　名	戸　数	人　口		
				男	女	合　計
1	基幹集落	市　　街	1,191	1,108	1,086	2,194
2	主要集落	雄　信　内	50	48	42	90
3	一般集落	川口基線	23	14	20	34
4	一般集落	南　川　口	17	23	24	47
5	一般集落	北　川　口	18	24	18	42
6	一般集落	振　　老	18	22	18	40
7	一般集落	作　　返	10	14	14	28
8	一般集落	北　産　士	11	12	8	20
9	一般集落	中　産　士	4	4	5	9
１０	一般集落	西　産　士	4	4	8	12
１１	一般集落	六　志　内	1	2	1	3
１２	一般集落	北　更　岸	15	16	21	37
１３	一般集落	干　　拓	8	9	6	15
１４	一般集落	更岸中央	24	31	36	67
１５	一般集落	更　岸　南	16	17	15	32
１６	一般集落	更岸基線	11	13	16	29
１７	一般集落	東　産　士	12	12	13	25
１８	一般集落	円　　山	7	6	10	16
１９	一般集落	西雄信内	5	9	7	16
２０	一般集落	新　　成	8	14	9	23
２１	一般集落	男　能　富	5	5	5	10
２２	一般集落	泉　　源	11	19	16	35
２３	一般集落	東雄信内	21	23	25	48
２４	一般集落	辰　子　丑	10	13	20	33
２５	一般集落	下国根布	1	1	0	1
合　　計			1,501	1,463	1,443	2,906

【住民基本台帳】

集落の世帯推計

番号	区　分	集　落　名	R5年	R12年	R17年	R22年	R27年
1	基幹集落	市　　街	965	851	755	651	551
2	主要集落	雄　信　内	47	39	36	30	25
3	一般集落	川口基線	（市街に含む）				
4	一般集落	南　川　口	16	15	12	8	6
5	一般集落	北　川　口	20	18	16	12	9
6	一般集落	振　　老	18	17	15	12	9
7	一般集落	作　　返	12	9	9	7	5
8	一般集落	北　産　士	10	9	8	6	5
9	一般集落	中　産　士	4	4	4	3	2
１０	一般集落	西　産　士	9	7	6	5	5
１１	一般集落	六　志　内	（西産士に含む）				
１２	一般集落	北　更　岸	14	13	13	10	8
１３	一般集落	干　　拓	8	6	5	5	4
１４	一般集落	更岸中央	14	13	13	9	8
１５	一般集落	更　岸　南	17	15	12	10	7
１６	一般集落	更岸基線	（市街に含む）				
１７	一般集落	東　産　士	10	9	8	6	4
１８	一般集落	円　　山	12	8	8	6	5
１９	一般集落	西雄信内	8	7	5	3	3
２０	一般集落	新　　成	12	9	8	7	5
２１	一般集落	男　能　富	5	5	5	3	3
２２	一般集落	泉　　源	20	15	15	13	9
２３	一般集落	東雄信内	21	19	16	12	10
２４	一般集落	辰　子　丑	15	12	11	10	7
２５	一般集落	下国根布	0	0	0	0	0
合　　計			1,269	1,110	989	836	696

【将来人口・世帯予測ツール（社人研推計値）】

（２）その対策

○町民参加型事業の検討

○地域ボランティア活動の支援

○町内会組織の充実に係る支援

・地域ボランティア活動の支援

・地域ボランティア人材の育成推進

・その他各種活動の促進及び支援

・地域自主事業の推進

・自主防災組織の結成推奨

○地域見守り活動の促進

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
9　集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	町内会活動費交付事業 町内会活動に対する活動費補助 町内会館整備事業補助金 町内会活動拠点となる会館の整備に対する補助金	町 町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

11．地域文化の振興等

（1）現況と問題点

文化・芸術振興は人々がゆとりと潤いを実感し、心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人の豊かな創造力や情操を育む重要な役割を果たしている。本町においても、地域に根付いた多様な文化・芸術活動が活発に行われているが、少子高齢化に伴う文化団体会員の高齢化や、担い手不足の問題による活動規模の縮小など、地域の文化・芸術活動を支え次世代へと繋げていく人材の育成・確保が課題となっている。

文化団体・サークルは現在 22 団体存在し、それぞれ自主的な活動が行われ、地域の文化・芸術振興に大きな役割を果たしているが、各サークル会員の高齢化や固定化が見られる。豊かな地域文化を育むためには、文化連盟等と連携した文化・芸術に触れる機会の拡充をはじめ、広域的な文化交流の促進や関係機関と連携したふるさと学習の推進など、住民の文化・芸術活動への関心や参加意欲の向上を図る必要がある。

これまでの長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた数々の文化財は、地域の歴史や文化を後世へ語り継ぐ上で欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の礎となる国民的財産である。本町においては、世界最古といわれるテシオコククジラ化石、川口遺跡、町指定文化財、天塩厳島神社のほか、北海道遺産に選定されている天塩川など貴重な文化財が数多く点在し、先人が築き上げてきた長い歴史が大いなる資産として次世代に継承されている。

時代の移り変わりとともに、文化財の存在意義や重要性などの価値が希薄になる懸念もあることから、文化財への興味・関心を高め、その文化財が持つ歴史や価値を正しく理解できるような情報発信を行い、文化財の活用方法の検討や親しみをもつことができる機会の提供など、地域の文化に対する意識の高揚と保存・伝承に対する取組体制整備や人材の確保・育成に努める必要がある。

これら文化・芸術活動を支える文化施設については、地域の文化・芸術振興に欠かせない施設であることから、各個別施設計画に基づき計画的な維持管理を図る。

（2）その対策

○文化・芸術の振興

・文化団体を支える担い手の育成

・ふるさと文化の魅力発信

・広域的な文化交流、連携及び協働

・優れた芸術・文化の継続的な鑑賞機会の提供

・学校教育におけるふるさと体験学習の推進

○文化財及び文化資料の保全

・文化財の価値、魅力の発信

・文化財、文化資料等を適切に活用できる人材の育成

○文化・芸術団体活動への支援

・自立した活動を継続的に行えるような支援

・ファシリテーション能力の向上

・文化・芸術を披露（鑑賞）する機会の提供

・広域的な団体との連携・協働に対する支援

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
10　地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	天塩川歴史資料館整備事業 外壁改修	町	
		中央町民会館整備事業	町	
		社会福祉会館整備事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

【町民文化施設】

町民文化施設は本町の基幹的な集会施設として誰もが利用しやすく安全・安心な施設機能を提供し続ける必要がある。天塩町社会福祉会館は建設から 51 年、雄信内生活改善センターは 46 年が経過し、ともに全体的に劣化が進行している。部分的な補修ではなく大規模な改修が必要な時期にあることを踏まえて、利用者のニーズや施設の効率的な運用などを含む、総合的な観点に立った「個別施設計画」の策定を検討する。

天塩町中央町民会館についても、施設の維持管理にかかる町負担額の削減を図るべく、計画的な維持補修を実施する。「社会福祉会館図書室」は、現有施設（社会福祉会館）の活用を継続する（※施設の集約・複合化）。「歴史資料館」は町のシンボル的施設であり、景観上重要な建造物であることから、今後とも施設の適切な維持管理を継続し、現有施設の有効活用を進める。また、各「社会教育会館」は、建物の劣化状況や利用状況、維持管理費用等を踏まえ、他施設で機能の代替が可能な施設については、施設の集約化・複合化等を検討する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

（1）現況と問題点

エネルギーは暮らしと経済の基盤であり、日常生活において欠くことできないものである。しかし、日本はエネルギー源の大半を海外から輸入する化石燃料に依存しており、世界的な状況変化に影響を受けやすい脆弱な状態となっている。さらに、地球温暖化の進行に伴い、温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっていることから、安全・安定・効率的かつ環境へと配慮した新エネルギーを主要なエネルギー源の一つとすることが必要となっている。

また、平成 30 年北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトを教訓とし、エネルギーの地産地消や分散型エネルギーシステムの構築など、災害時エネルギー供給のレジリエンスを高めていくことも必要となっている。

北海道においては、令和 2 年 3 月、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すことを宣言し、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」と「北海道地球温暖化対策推進計画」のもと、持続的発展が可能な循環型社会経済システムの構築を推進することとしている。

このような世界情勢と北海道の方針から、本町においても自然的特性を考慮しながら再生可能エネルギー推進等のゼロカーボン北海道に資するエネルギー施策の展開を図る必要がある。本町の年間平均風速は 4.2m/ s と、道内他地域と比べ非常に風況が良く、日本海沿岸ならではの自然的特性を有していることから、近年では風力発電機の設置が増加傾向にあるが、これら豊富なエネルギー資源を活用した推進体制の整備が課題である。また、北海道は全国に比べ家庭部門の CO_2 排出量が多く、本町もまた例外ではないことから、今後は、ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギービル）やZEH（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギーハウス）など省エネと創エネによるエネルギー量を実質的ゼロとする建築物・住宅の建設促進を図ることも視野にいれた施策展開に努める必要がある。

再生可能エネルギーの普及促進においては、地域への理解はもちろんのこと、大容量送電に耐え得る送電網整備も必要であることから、近隣のエネルギー情勢を注視しながら、公共施設等への再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステムの導入検討とともに、地域の低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図らなければならない。

（２）その対策

○省エネルギーの推進

・二酸化炭素排出量抑制の促進

・公共施設の省エネ化の検討

○再生可能エネルギーの推進

・送電網整備に係る要請

・風力エネルギー、太陽光発電などの再生可能エネルギーの推進

・公共施設等における再生可能エネルギー導入の検討

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
11　再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	ヒートポンプ設備導入事業 公共施設等へのヒートポンプ設備導入	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

ア）シェアリングエコノミーの推進

本町は、平成 28 年度から使われていない資産の有効活用をすることにより、かつて地域コミュニティにあった「相互扶助」を再興し、少子高齢化・人口減少の進む本町の状況を背景に ICT を活用した新たな地域社会を構築することを目的として、シェアリングエコノミーの普及・推進を図ってきた。主な事業内容として、場所に捉われない働き方改革（クラウドワーキング）の推進、相互扶助による生活圏への移動の確保（相乗り交通事業）、ICT を活用した青少年人材育成（知識のシェア）など、少子高齢化や人口減少の急速な進行の中でも持続可能な地域社会形成への様々な取組を行ってきた。しかし、事業ごとの課題も多く、シェアリングエコノミーの町全体への浸透は未だ達成できていない状況であることから、引き続き地域へのシェアリングエコノミーの推進・啓発を図り、各推進事業の効果検証と改善に努める必要がある。

イ）地域一体となった協働のまちづくり

今後のまちづくりは、住民ニーズの多様化や社会のグローバル化など、日々複雑化する地域課題と急速に変化する社会情勢に対応するため、従来の行政主導のまちづくりから、地域住民の自主性を重視した各分野で町民と行政が連携・協働していくまちづくりへの転換を推進する必要がある。そのため、本町に住む誰もが性別、文化、国籍に捉われることなく地域の一員としてまちづくりに参画できる環境を整えることが必要であり、地域への男女共同参画や女性の活躍推進、多文化共生意識の普及啓発をはじめ、行政の取組を積極的に発信することで、多くの住民が「まちづくり」の担い手として主体的に参画する地域社会を構築していくことが求められている。また、姉妹友好都市をはじめとした国際交流や、ふるさと会との地域間交流など、町外の各団体との連携を深めることで、まちづくりへの「気づき」を得ながら、共に本町の持続的発展への取組を推進していける体制整備も必要である。

しかし、人口の減少や少子高齢化等により、団体構成員の高齢化をはじめ若者の流出による担い手不足など、人材面の課題が大きい状況である。

ウ）行財政運営の効率化

本町は、天塩町総合振興計画を指針としたまちづくりを実施し、財源に対して最大の効果が得られるよう、PDCA サイクルによる事業の効果検証を行いながら効果的・効率的な事業改善を図り、新規事業の創設においては EBPM（エビデンスに基

づく政策立案）を意識した事業展開を図ってきた。

結果、財政の健全性を示す 4 つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回り、実質公債費比率も順調に改善が図られている。しかしながら、財政構造の弾力性を示す経営収支比率については、平成 27 年度までは 80.0%を下回っていたものの、近年は 80.0%を越える水準で微増傾向にあり、財政構造の硬直化が懸念されるところである。また、扶助費や公共施設の老朽化に伴う維持補修費等の増加は避けられず、町税の減額傾向や国の財政状況の悪化による地方交付税の削減が懸念される状況から、町の財政状況については依然として厳しい状況である。

そのような中、多様化するニーズや新たな課題に対応できる職員の意識改革及び資質の向上を図るとともに、行政事務の効率化や広域連携による行政サービスの効率化を推進し、健全な財政運営と組織体制づくりに努める必要がある。

エ）公共施設の総合的かつ計画的な管理

町が所有する公共建築物は約 170 施設、延べ床面積は約 9 万㎡あり、今後の更なる人口減少や厳しい財政制約が予想される中、現在の施設総量のままでは維持管理費用を確保することが困難な状況である。公共サービスの持続性を確保するためには、人口推計を考慮した公共施設の総量見直しを図り、施設の最適化について検討する必要がある。また、公共施設の更新・改修・維持管理費用を抑制するためには、適切な維持管理はもちろんのこと、これまでの「事後保全型」から「予防保全型」に移行し、施設の劣化状況を定期的に点検しながら、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく適切な補修等を実施する必要がある。公共施設は地域住民の生活に密接に関わることから、地域住民と行政がまちの将来像を共有し、協働のもと施設最適化対策を進めていく必要がある。

（２）その対策

ア）シェアリングエコノミーの推進

【シェアリング意識啓発】

○登録者・利用者の増などによる事業定着化の推進

○シェアリングエコノミーに対する認知度の向上

○有形・無形資産の活用方法の掘り起こし

【移動のシェア】

○登録者・利用者の増などによる事業定着化の推進

○広報等による事業認知度の向上

○地域モビリティ確保の先進事例として他自治体への横断的展開

【知識のシェア】

○ネットワーク環境及び利用環境の整備

○学校教育と連携・協働した計画的な情報化教育の推進

・ICT 教育指導者の養成

・ICT ツールの積極的な利活用の推進

イ）地域一体となった協働のまちづくり

○町民参加型事業の検討

○男女共同参画社会の推進

・男女平等意識の向上

・男女共同参画に係る啓発

・町主催事業の女性参加の推進

・女性リーダーの育成

○多文化共生の推進

・多文化共生意識の普及啓発

・多文化共生・国際交流推進プランの推進

○姉妹友好都市・地域間交流の推進

・姉妹都市との交流等を通じた国際感覚の育成

・姉妹都市との教育・文化交流などへの支援

・ふるさと会等の地域間交流の推進

○町広報誌の充実

・インターネット情報の推進

・タウンプロモーションの推進

・マスコットキャラクターの活用

・新たな公聴体制の整備

ウ）行財政運営の効率化

○行政改革の推進

・職員の適正配置及び計画的な職員人事

・住民ニーズに応じた適正な組織編成

○民間活力導入の推進

・民間委託や指定管理者制度の積極的な活用

・広域的な連携の推進

・行政システム等のクラウド化、共同化によるコスト低減策の促進

○自主財源の確保

・収納対策の強化

・税、使用料等の適正な見直し

・遊休町有財産の処分

○業務効率化による経費の抑制

・行政システム等の共同事業（広域）化によるコスト削減

○職員研修の充実

・管理職のリーダーシップ及びマネジメント能力の向上

・職員の能力及び資質向上

○職場環境の向上

・職場内の情報共有

・適切かつバランス良く経験できるよう定期的な人事異動の実施

○職員の健康管理の充実

・メンタルヘルス研修やカウンセリングの実施

○人事評価システムの確立

・公平かつ効果的な人事評価制度の構築

エ）公共施設の総合的かつ計画的な管理

○長寿命化対策による更新・大規模改修にかかる費用の抑制

・施設の劣化状況等や対策履歴等の適切な管理及び運用

・公共施設等総合管理計画を指針とした個別施設計画の策定及び推進

○将来的な施設量の最適化策の検討

・地域と協働した公共施設量の最適化の検討

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項		複合コミュニティ拠点施設整備事業 老朽化公共施設の機能を複合化した新規コミュニティ複合施設の建設	町	
		役場庁舎耐震化事業 庁舎の耐震化等	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

各産業に係る公共施設等の整備・維持管理等については、天塩町公共施設等総合管理計画における「公共施設の基本方針」に基づき、天塩町公共施設等総合管理計画との整合を保ちながら必要な事業を適正に実施する。

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
1　移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊起業支援事業 地域おこし協力隊任期後の起業費 用を補助	町	
2　産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第１次産業	しじみ資源保護対策事業 パンケ沼底質改善（覆砂）補助	組合	
		有害鳥獣駆除事業 有害鳥獣捕獲・死体処理委託 狩猟免許等取得補助	町	
		酪農ヘルパー補助事業 酪農ヘルパーに対する人件費補助	町	
		畜産振興対策事業 乳牛検定組合、乳牛共進会等に対す る補助	組合	
		営農担い手対策事業 営農担い手対策協議会負担金	協議会	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	観光	観光対策補助事業 各種イベント、観光協会事業補助	実行委員会	観光対策補助事業は、本町の交流人口拡大に欠かせない事業であり、当該施策の効果が将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	天塩町交通費助成事業 市街地以外の町民に対する交通費助成	町	
		代替輸送確保対策事業 生活路線等維持補助事業	町	
		持続可能な公共交通網形成事業 利便向上を図る公共交通網の形成	協議会	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	住宅リフォーム支援事業 住宅の改修に対する補助	町	

持続的発展施策区分	事 業 名（施設名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備考
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	乳幼児等医療費助成事業 18歳到達後最初の3月31日を迎える者に対し、医療費を全額助成	町	
		未来を築く子育て応援事業 出産を迎える対象者に対し準備金及び祝金を支給	町	
	高齢者・障害者福祉	天塩町高齢者事業団体補助事業 高齢者事業団体に対する補助	町	
		除雪サービス委託事業 高齢者等への除雪サービス委託	町	
		老人クラブ運営費補助事業 老人クラブへの運営費補助	町	
		日常生活活動支援事業 高齢者・障害者への保養交通助成	町	
	そ の 他	ボランティアまちづくり事業 コーディネーター配置支援	協議会	

持続的発展 施策区分	事 業 名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業 主体	備考
8　教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	天塩高校通学費等助成事業 天塩高校通学への定期運賃助成 天塩高校通学対策事業 天塩-中川間通学バス運行委託 天塩高校振興会補助事業 入学奨励・学力向上・部活動支援 学力向上対策「公設民営塾」事業 学力向上・都市部との学習格差是正	町 町 町 町	
9　集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	町内会活動費交付事業 町内会活動に対する活動費補助 町内会館整備事業補助金 町内会活動拠点となる会館の整備に対する補助金	町 町	

天塩町過疎地域持続的発展市町村計画

【令和３年（2021 年）９月発行】

発行者：天塩町 総務課 振興計画係

天塩郡天塩町新栄通８丁目１４６６番地の１１３　天塩町役場内